

平成24年第1回定例会

森町議会会議録

12月会議

平成24年第1回森町議会定例会12月会議会議録（第1日目）

平成24年12月11日（火曜日）

開議 午前10時00分

延会 午後 4時05分

場所

森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 行政報告
- 4 一般質問
- 5 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
平成24年度森町一般会計補正予算（第6号）
- 6 議案第 1号 森町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 2号 森町福祉灯油等の助成に関する条例の制定について
- 8 議案第 3号 平成24年度森町一般会計補正予算（第7号）
- 9 議案第 4号 平成24年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第 5号 平成24年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第 6号 平成24年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 12 議案第 7号 平成24年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第 8号 平成24年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第 9号 平成24年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 15 議案第10号 平成24年度森町水道事業会計補正予算（第3号）
- 16 議案第11号 財産の取得について
- 17 議案第12号 財産の取得について
- 18 同意第 1号 副町長の選任について
- 19 同意第 2号 教育委員会委員の任命について
- 20 同意第 3号 教育委員会委員の任命について
- 21 発議第 1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 22 発議第 2号 行財政改革等に関する調査特別委員会審査報告書
- 23 意見書案第1号 自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書

- 24 意見書案第2号 生活保護基準の引き下げはしないことなどを求める意見書
 25 意見書案第3号 安心できる介護制度の実現を求める意見書
 26 意見書案第4号 福島原発事故原因の徹底究明・検証と、泊原発をはじめとする
 原発の再稼働をせず、大間原発の建設中止を求める意見書
 27 意見書案第5号 米海兵隊の垂直離着陸輸送機オスプレイの配備撤回を求める意
 見書
 28 議員の派遣について
 29 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員（16名）

議長	16番	野村洋君	副議長	1番	菊地康博君
	2番	山田誠君		3番	宮本秀逸君
	4番	松田兼宗君		5番	前本幸政君
	6番	川村寛君		7番	西村豊君
	8番	木村俊広君		9番	堀合哲哉君
	10番	中村良実君		11番	小杉久美子君
	12番	長岡輝仁君		13番	三浦浩三君
	14番	東秀憲君		15番	黒田勝幸君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	梶谷恵造君
総務課長	木村浩二君
総務課参事	佐々木陽市郎君
選挙管理委員会書記長兼監査事務局書記長	小田桐克幸君
会計管理者	菊池一夫君
防災交通課長	福田繁幸君
契約管理課長	富原尚史君
企画振興課長	金谷孝己君
税務課長	木村哲二君
収納管理課長	野田勝正君
保健福祉課長	川村光夫君
保健福祉課参事	山田仁君
保健福祉課参事	金丸由起子君

住民生活課長	竹 内	明 君
環境課長	横 内 仁	司 君
農林課長兼農業 委員会事務局長	久 保 康	人 君
水産課長	島 倉 秀	俊 君
商工労働観光課長	金 丸 義	樹 君
建設課長	小井田	徹 君
上下水道課長	石 島 則	幸 君
教育委員長	平 田 恒	彦 君
教育長職務代理者 兼学校教育課長	清 水 雅	信 君
社会教育課長	伊 藤	昇 君
体育課長	谷 口 方	規 君
給食センター長	坂 尻 正	純 君
図書館長	若 松 幸	弘 君
生涯学習課長	中 島 将	尊 君
さくらの園・園長	釣	隆 君
病院事務長	柏 渕	吉 君
消防長	山 田 春	一 君
消防次長兼署長	松 川 眞	也 君
砂原支所長	輪 島 忠	徳 君
町民サービス課長	竹 浪 孝	義 君
保健対策課長	澤 口 幸	男 君
監査委員	池 田 勝	元 君

○出席事務局職員

事務局長	佐 藤	洋 君
事務局次長	藤 田 司	志 君
庶務係長	喜 田 和	子 君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 同意第 1号 副町長の選任について
- 3 同意第 2号 教育委員会委員の任命について
- 4 同意第 3号 教育委員会委員の任命について

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

平成24年第1回森町議会定例会12月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第4条の規定により、休会中にかかわらず、議事の都合により12月会議を再開します。

開会に際し、傍聴席初め皆様にお願ひがございます。議場におけるボイスレコーダーの搬入や携帯電話の音は本会議の妨げとなり、持ち込まないのが原則ですが、マナーモードに設定するか、電源を切って入場されるようご協力をお願いいたします。

また、本日鷺ノ木小学校の児童が傍聴に来ることになっており、前列の席をあけてありますので、ご了承をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、13番、三浦浩三君、14番、東秀憲君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

議会一般事務報告は、配付のとおりであります。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりでございます。

次に、審査日数ですが、本日から12月12日までの2日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願いいたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（梶谷恵造君） 行政報告を申し上げます。就任してから今日までの重立った事項につきまして、町内行事、町外行事、それぞれに分けてご報告を申し上げます。

まず、議員の皆様方にはお手元の資料をご参照いただきたいと思います。まず、町内行

事について申し上げます。10月19日には、初登庁後すぐに管理職会議を招集し、選挙終了後速やかに平常勤務に戻り、町民サービスの向上に努めるよう指示するとともに、私の政策と町政運営について説明し、理解と協力を願いました。

10月から11月にかけては、町民文化祭の時期でもあり、20日は砂原会場を訪問、翌週の27日には議長とともに森会場を訪問し、町民皆様方の展示作品や成果を拝見し、さらに舞台発表会では各サークルや団体で取り組まれた1年間の練習成果発表の場面に相席をし、親しく交流を深めたところでございます。

28日には、森漁協前広場において第30回森あきあじ祭が盛大に開催され、組合長を初め関係者の皆様やステージ協力の森中吹奏楽部、また町内外より来場されたたくさんのお客様に対し、大きな節目を迎えられた祝辞と感謝を申し上げてまいりました。

11月10日は、道央自動車道大沼インターチェンジ開通式にかかわる行事がとり行われ、祝賀会では主催者であることから、国土交通政務官を初め国会議員や国土交通省幹部、開発局幹部の方々、道議会議員を初め北海道の幹部や近隣市町長並びに市町議会議員の皆様など、ご来賓対応に忙しい1日を過ごしました。この開通式では、駒ヶ岳小学校の児童たちがくす玉引きに参加するなど記念すべき地域の行事となり、無事に終了させることができ安堵したところでございます。

29日には、森商工会議所の会頭と役員、翌月3日には砂原商工会会長と役員の方々、それぞれ経済界からの要望が届けられました。各課に振り分け、調査検討をしております。

12月に入りましてからは、3日に商工会議所、伊藤会頭の北海道産業貢献賞受賞祝賀会や各種団体の会議、通年行事に参加をしております。

次に、町外行事について申し上げます。10月22日からは、近隣市町に対して表敬訪問をし、市長、町長に対しご挨拶回りをいたしました。

23日には、北斗市で開催された渡島廃棄物処理広域連合議会に出席いたしました。

28日には、陸上自衛隊函館駐屯地創立記念祝賀会や函館から台北間国際定期便就航祝賀会に出席をしております。

11月18日には、静岡県森町において第25回森町産業祭、もりもり2万人まつり&農協祭に出席し、開会式でお祝いを申し上げてまいりました。村松町長様を初め鈴木議長様や町内関係者、幹部の方々に新任のご挨拶をしてきたところでございます。

19日から20日にかけては、町村会の道外視察研修に合流し、管内の市長、町長並びに中西渡島振興局長様とともに新幹線開通後の在来線経営と課題について、肥薩おれんじ鉄道での研修に交流を深めながら参加をしてまいりました。

翌21日から22日にかけては、全国町村長大会や全国観光地所在町村などの各種総会などに出席するとともに、渡島町村会や南北海道市町連絡協議会の一員として各省庁並びに国会議員の皆様方に対して要請行動を行ってまいりました。

26日には、高橋はるみ知事に表敬訪問をし、ご挨拶はもちろん次年度の職員派遣に対するお礼も申し上げてまいったところでございます。また、道庁幹部の方々を初め北海道高

橋教育長や企業局などの幹部の方々にもご挨拶回りをしてまいりました。

翌27日お昼までに帰り、午後から執務の予定でございましたが、爆裂低気圧により登別で鉄塔が倒れ、高圧線が断線したために予約していた列車が全て運休し、当日の帰町はかなわないかと諦めかけました。しかし、何とか都市間高速バスの1席を確保でき、7時間ほどかかりましたけれども、当日中に無事帰ることができました。災害などで電気がとまることにより、ふだんの生活を送れないことを体感し、改めて災害に強いまちづくりに取り組む意を強く持ったところでございます。

12月2日には、前衆議院議員、逢坂誠二氏の勝利総決起集会、3日には衆議院議員候補、前田一男氏の総決起集会にそれぞれ出席をしてまいりました。16日の投票日に向けて急な要請等が舞い込むことがございますが、町政策に支障のないよう、また投票率が低下せぬようにも取り組んでおります。

以上、重立った事項についてでございましたが、行政報告といたします。

○議長（野村 洋君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第4 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第4、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

ここで議事進行についてお願いがあります。質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、あわせてお願いいたします。

それでは、1、行財政運営について、防災体制について、13番、三浦浩三君の質問を行います。

初めに、行財政運営についてを行います。

○13番（三浦浩三君） それでは、通告文に従って一般質問をさせていただきます。

まず初めに、行財政運営について町長の所見をお伺いいたします。当町の人口動態は、合併時の約2万人弱から現在は1万7,700人ほどとなりましたが、現在当町は合併特例の恩恵を受け、単独自治体に比べ高率での交付税等の交付がありますが、その特例も平成28年度からは大幅な交付減額が予想されます。そのような中でも行財政需要に対する供給を大きく低下に転ずることはできません。以下について、新町長としての基本的な考えをお伺いいたします。

まず、1つ目、平成28年度からの交付税額等の減額はどの程度の減額が予想されるのか。また、森町総合開発振興計画の実施も約半分、5年目になりますが、昨年の大震災以降では全国的に災害対応の計画策定にシフトし始めており、当町も計画を構想段階から大幅に

練り直す必要も感じますが、縮減された財政運営を余儀なくされる中で住民ニーズにどのような対応をすべきか、町長の考えをお伺いいたします。

2つ目としまして、同規模人口の町に比べ、以前から職員数が多いとも言われておりますが、将来の人口減、歳入減が予想される中、事務事業遂行の効率化や行政需要の対応力強化等を図るべく、関連課の統合をして部制の導入を検討してはと思っておりますが、町長の考えはどのような考えをお持ちなのかお伺いします。

○町長（梶谷恵造君） 三浦議員のご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、普通交付税は合併特例法により平成27年度までは合併算定がえにより交付がなされることとなっているところです。一定期間経過後の平成28年度からは特例の適用外になりますが、5年間の激減緩和措置があり、段階的に普通交付税が減額されることになっております。普通交付税の平成24年度決算額をベースにした現時点での減額試算では、平成28年度では5,300万円、平成29年度では1億5,900万、平成30年度では2億6,600万、平成31年度では3億7,200万、32年度では4億7,800万とそれぞれ各年度で減額されることになり、最終的には5億3,200万が減額されると予想しているところであります。今後交付税制度や算出基準がどうなるかなどの不透明な部分ではありますが、いずれにしても普通交付税は当町の歳入において大きなウエートを占める財源であることに変わりではなく、財政運営に大きな影響があることは否めないところです。引き続き行財政運営には取り組んでまいりますが、今後は町税等を含めた歳入確保や事務事業の見直し、職員定数の適正化などによる歳出削減に努めた財政運営に取り組みながら、町民ニーズに最大限応えてまいりたいと考えております。

2点目についてですが、自治体の職員数はそれぞれに事業、施設などの行政組織、形態の違いがあることから、一定の差異があるものと考えております。森町においては病院、特老などの直営施設を抱えていることなども考慮すべき点と考えております。いずれにしましても、効率的な行政運営や時代の変化に即応できる組織体制の構築は自治体として最重要課題であり、不断の取り組みが求められます。森町の方策としましては、定員適正化計画により職員配置の適正化を進めているところですが、地域主権、権限移譲、義務づけ、枠づけの見直しなどに伴う新たな行政対応も必要となってきております。これらに適用するためにも行政組織の再編、見直しは不可欠であり、議員ご指摘のような関連課の統合も検討課題の一つと認識し、取り組んでまいります。しかしながら、部制の導入につきましては指揮命令、統括機能の煩雑化も考えられるところであり、現段階では想定しておりません。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○13番（三浦浩三君） まず、関連課の統合は進めるけれども、部制の導入というものは今のところは考えていないというお話をされていましたが、第2回かな。3回かな。地方制度調査会、地制調の答申の中にも総合行政の一層の取り組みということで、これ各

自治体は総合的な判断のもとで住民ニーズに応じていかなければだめだよという、そういう答申もされております。それと、部制を導入して指示命令系統が煩雑になって統制がとれなくなるような懸念があるという町長の答弁ありましたがけれども、私はそうは思わないのです。逆に指示命令系統がもっと簡潔にできるし、また統合することによってこの遂行する事業そのもののお互いに力を出し合う、そういう制度というものが可能でないかと。まず、一番最初に町長を初めとしてのトップ同士の意思の疎通というのがしやすいのではないかと、そう考えるものですから、その辺の考えというものをこれから十二分に検討する必要あるのかどうか。

それと、この財政運営、非常に大変だと思います。この3年後から始まることですがけれども、果たして今から、また前々からその準備というものは当然していかなければだめなものだと思います。そういう中で、今一番今回の国政選挙でも非常にウエートの大きなものを占めているものに災害対応というもの、震災復興というものをそれぞれ叫んでおります。そういう中で、先ほども町長も災害に対応したまちづくり、これを非常に重要視しているよということを考えていますので、昨年度から公会計制度というものを導入し始めております。そうすると、単年度会計、単年度決算でなく複数年での事業計画というものも当然可能なはずで。そういう取り組みに対しての考えというものは、果たしてどういう考えを持っているのかなど。再度この2点、3点についてご答弁願います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時23分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

町長、その場でどうぞ。

○町長（梶谷恵造君） 三浦さんの再質問でございますが、まず部制の導入につきまして再度お答えを申し上げたいと思います。

いろいろとまず庁内でも検討はされております。ただし、今現在の段階であればまず課の統廃合、そういったものでまず集約してその先の段階であるということから、現在では課の統廃合で対応できるのではないかとということでこれから取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

また、財政の部分につきましてですけれども、もちろんこれから徐々に段階を追って普通交付税が減額されていくということでは慎重な運営をしていかなければなりませんし、効率の良い運営を心がけていきたいと思っております。これからの毎年毎年の決算状況、その運営を掌握しながら、なるべく無駄な財源を放出しないように、そういった効率の良い取り組みに努めていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○13番（三浦浩三君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 行財政運営についてを終わります。

次に、防災体制についてを行います。

○13番（三浦浩三君） 2つ目としまして、防災体制についてお伺いいたします。

当町は、以前から自然災害対策として噴火や洪水に主軸を置いてきましたが、昨年の東日本大震災では当町のホタテ養殖施設等も甚大な被害をこうむりました。改めて災害対策、対応の構築が急務であると痛感しておりますが、以下に町長の所見をお伺いいたします。

1つ、地震、津波、噴火等の複合災害をこうむる地域であると思いますが、人命を第一に考えたときに危険情報を速報する手段として屋内個別受信機を森地区の各家庭と町内会、全事業所に砂原地区に設置されておりますタイプ同様の設置をすべきと考えていますが、いかがか。

2つ目、低地帯居住区からの避難路が全域にわたって不足しておりますが、鉄道横断路は踏切式での新設は認可されないと仄聞しておりますが、それらの対策に対して。また、大沼に面した緑の村には出入り口が1カ所よりなく、赤井川方面への避難路を確保すべきと感じますが、いかがか。

3つ目として、複合災害時の被害想定はまだ手つかずと思われませんが、全国的にも希少な立地地域にあり、前段の対策のほかにも公共施設の高台への移転や避難場所、避難所、緊急避難器具等々、これらを推進するために上部機関への折衝や国の復興予算を確保すべきと考えますが、いかがか。

4つ目としまして、地域防災計画の見直しがされておりますが、これまで当森町議会は対策本部に関与していませんでしたが、情報の共有や住民対応等を考え合わせますと、議会も各種対策の一翼を担うべきと考えますが、いかがか。

以上、4点についてお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 三浦議員のご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、森地区の個別受信機は議会議員、町内会長、消防団幹部、役場管理職などについて既に設置されておりますが、森地区の各家庭及び全町内事業所への設置については現在のところ有利な支援条件がなく、町としては負担が大きいため取り組むことは困難であると捉えております。しかしながら、危険区域に対しましては設置の必要性を感じているところでありますので、今後の財政状況等を勘案しながら検討していきたいと考えております。

2点目についてですが、議員ご指摘のとおり今日では列車の高速化に伴い、踏切式の道路新設は認可されない旨、JR北海道に確認をしております。今後は関係課、関係機関、JR北海道と避難路の確保に向けて検討を重ねたいと考えております。また、緑の村につきましては現在七飯町の協力を得て毎年地域一体的な避難訓練を実施していることから、今後も七飯町との連携を図ってまいります。

3点目と4点目につきましては関連しておりますので、まとめてお答えいたします。地

域防災計画の見直しにつきましては、平成25年度実施に向けて現在資料の収集等、基本計画策定に向けた取り組みを進めております。基本計画が策定されますと、各施設等の移転計画についても皆様にお示しできるものと考えております。避難場所や避難所、緊急避難器具等へ対応できる財源につきましては国や道、関係機関への予算確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、現行の災害対策基本法上では議会がかかわれるような制度になっておりませんので、森町独自の計画を策定する中で協力していただけるような組織づくりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○13番（三浦浩三君） 先月の11月のたしか27日の新聞報道だと思います。こういう記事があります。防災対応で南三陸町長告訴と。これは皆さんよくご存じのとおり、役場庁舎そのものが甚大な被害をこうむって、そこにいた職員の方々の遺族だと思います。この自治体町長の一番大きな重い責任というのは人命だと思います。生命、財産の保全、そして福祉の向上と、こういうものをないがしろにした場合には現実こういう住民訴訟、告訴というものも現実問題として浮き上がってきております。そういう中で財源がある部分で、最近のニュースでもやっております。人命をどのように扱うか、どういう思いを持ってやっていくか、各市町村、自治体それぞれが財政難でございます。でも、その中で危険を知らせると、危機認識を常に持ってもらうと、そのための財政出動というのはやはり第一に考えるべきではないかと思えます。

例えば今森町の一般家庭の世帯数7,800戸くらいですか。その中の砂原地区は約1,700戸くらい、これはもう既に設置済みです。また、最近の電波、アナログからデジタルになっています。でも、アナログ式であればそんなに高額なものでは、危機器具としては必要ではないと思えます。そうしたときに約6,000戸の一般家庭に設置するのに3億かそのくらいだと思います。5億くらいになるのかな。そういう中で、今はまだ合併特例債の適用も受けられます。過疎債もできます。過疎債をもし使うことになれば、約10分の1ぐらいの原資があれば何とかなるはずで。金がないからできないよと、あなた方勝手にしてください。これは、逃げるときはてんでんこかもわからないけれども、逃げる前の準備をしてもらうための告知で、これをやはり第一にするべきでないかと、そう思われます。ぜひその辺のことを再度ご答弁願いたいと思えます。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

三浦議員おっしゃるとおりに、やはり町民の生命、財産を守るということは非常に重要な町の施策です。取り組んでいかなければなりません。もう一方では、その町民を災害から守るということで、ふだんの生活に対してもこれは守っていかなければならないのも一方で重要な部分です。そういった部分では財源出動、本当に先ほどのご質問にもありましたように重要に、大切に扱っていかなければならない、そういう認識です。

それで、今現在全戸につける取り組みをとということなのですから、これは基本的に考えています。しかし、一気に全戸にしてそれがいいものかどうか。もちろん後々大変な状況があると思いますので、これは慎重に扱わなければならない。それについては、なぜかと申しますと、今現在屋外拡声器がとりあえず基本的にあります。この部分と昨年の3.11以降、特に町民の方々、表の声が聞こえないということでは窓をあけながら慎重に、真剣に聞いているように伺っております。そういったことから、まずは当町で一番危険率の高い駒ヶ岳噴火に対する近いところ、それから海岸線に近いところ、そういったところに対して危険率の高いところからまず許される範囲の財源で設置をしていこうと、そういう基本的な考えであります。後々この災害、防災行政無線に対してはいろいろな国の手だても恐らくなされるのでございましょう。そういったあらゆる機会を何とかアンテナを高くしてキャッチしながら、早期になるべく早く全戸につけたい、そういった思いを持ちながらまずは危険なところから取り組んでいく、そういったところでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○13番（三浦浩三君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 以上で13番、三浦浩三君の質問は終わりました。

次に、2、国保病院の今後のあり方について、今後の行政運営について、5番、前本幸政君の質問を行います。

初めに、国保病院の今後のあり方についてを行います。

○5番（前本幸政君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目ですけれども、国保病院の今後のあり方について。現在16回を数える行財政改革調査特別委員会では給食センター、さくらの園、保育所の3事業に対する民営化や業務委託などを視野に入れた改革が提案され、議論をされておりますが、国保病院の運営も大きな課題の一つであると思います。森町では歯科、内科、外科など開業医が多く存在し、加えて函館市に近いという現状から特殊な事情があります。公営での病院事業の役割は、不採算医療（救急医療など）の確保が必要不可欠であり、地域医療を守り、町民の安心、安全の負託に応えなければならないと思います。病院経営内容が大変厳しい状況で、去年は約3億円の繰入金に続き、今年度12月議会では2億1,600万の補正が予定されている中、平成24年度末では想像を絶するほどの繰入金が発生するのではないかと危惧しております。10月議会の町長の所信表明の中では触れられておりませんでした。今後の町立病院の役割や経営の方向性についてどのような考え方であるかお聞きをしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 前本議員のご質問にお答えいたします。

国の医療制度改革により、へき地指定の病院につきましては民間病院からの医師の派遣制度が行われておりますが、まだまだ地域偏在が著しく、地域医療の確保は非常に厳しい状況が続いております。その厳しい環境下で町民の皆様が安心し、信頼できる病院づくりを目指し、救急医療を含め診療体制の充実を図っております。しかし、退職に伴い安定し

た医師の確保ができず、その影響によって患者が減少したことが病院経営の悪化につながっていることは大きな要因であると考えております。対策といたしまして、現在私は病院の状態を確認するために病院長との打ち合わせを始めたところでございます。今後は、現状を掌握して要望に応える解決策を発見し、解決に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○5番（前本幸政君） それでは、再質問をさせていただきます。

何点か具体的な私案を入れながらお話をさせていただきますけれども、町長の考え方を伺いをしたいと思います。平成23年度の病院利用者数は、前年度と比較をいたしまして入院患者で約500名、外来患者で約2,400名の減少でございました。それに伴って町内の個人病院では、多くの患者さんが診察をされているというふうに聞いております。これは、なぜ町立病院を利用する方が減ったのか。また、去年まで多額の交付金などで医療機器も大変整備をされたのにもかかわらずというように私のみならず、多くの皆さんが疑問を持たれていると思っております。このことから収支のバランスがとれず、先ほど質問されたように多額の資金を一般会計から投与せざるを得ない状況にあると思っております。公設病院だからといってこのような状況を続けていけば、病院どころか自治体もパンクしてしまうのではないのでしょうかと私は限界を感じている一人でございます。いち早い対策を今から真剣に考えていかなければならないと思っております。

そこで、議会の調査特別委員会では類似する問題を抱えておりました先進地でございます池田町の視察が7月に実現をいたしました。池田町も年間2億から4億円の繰入金や医師不足による町民の苦情など、病院改革が責務として役場内部に病院事業検討会議を設立し、会議の結果、内部では限界があるということから専門機関へ調査依頼をされたということでございました。調査の結果、一般病棟60床プラス小規模介護老人保健施設20床、計80床の不採算医療を担う地域の公設病院として存続し、民間的経営手法を導入する指定管理者制度を含めた運営が望ましいという報告に至ったそうでございます。その後、指定管理となりました公益社団法人地域医療振興協会は、昭和61年に自治医科大学の卒業生が設立をいたしましたへき地等の医療の確保と質の向上を図りもって地域の振興を図るということをモットーに全国に57カ所の医療施設を運営しております。816名の医師を含む6,500名の職員体制だというふうに聞いております。池田町のこの負担金につきましては10年間、年間2億円というふうに聞いております。この池田町のような事業は大変参考となりましたけれども、このような結果に至るまでは大変多くの時間と労力がかかっただろうと思っております。なかなかこの池田町のような施策はできないと思っておりますけれども、やれることからやっていかなければならないと私は思っております。病院事業の検討会議のような、このような組織を設立をいたしまして専門知識を持った専門機関、いわゆるコンサルタントにこの森町に本当に必要な病院はどうあるべきか調査依頼をし、外部から見た病院改革

をしていかなければならないと思っておりますが、町長はどうお考えでしょうか。

それから、2つ目でございますが、町長は町広報紙の就任の挨拶の中で国保病院について書かれておりました。「医療体制の総合的改革」と題しまして、関係機関の皆さんを初め議員並びに町民の皆さんと意見交換を重ね、地域医療の体制づくりを進めるとありますけれども、この関係機関の皆さんとはどんな方なのでしょうか。また、地域医療体制とはどのようなものなのか、もう少し具体的なお話をしていただきたいと思っております。

3つ目でございますが、これらの病院改革には大変時間がかかると思っております。しかしながら、確実に、そしてスピーディーに行っていかなければならない。病院改革は責務でありますけれども、同時に今最も早急に対応しなければならないこともございます。それは人工透析の開設でございます。平成24年11月現在、人工透析を治療されている方は森町では46名おられます。また、成人病の一つでもあります糖尿病患者は増加の一途をたどっておりまして、自宅でみずからインスリンを注射をされている人工透析になるかもしれない方が多いとも言われております。現在森町内では2カ所ありますけれども、あとは函館市、七飯町を含め6カ所で診察をされているというふう聞いております。ところが、町内にある1カ所がこの11月に中止になったというふうにも聞いております。高齢者が過半数を超え、家族から町立病院の開設をしてほしいという要望の声も多く聞いております。臨床工学技士を配置しなければなりませんけれども、たくさん奥にあります町立病院の空き室や、また医療機器もリース事業を取り入れながら低コストで運営できるのではないかと私は思っております。ちなみに、医療収益を見ますと1人当たり週3回通院することに対して月約50万円、年間1人当たり600万円が想定をされております。一人でも多くの患者さんに足を向けていただきまして、地域の病院の役割を果たすことが必要ではないかと私は思っておりますけれども、この3点につきまして町長はどうお考えでしょうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時01分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 前本議員の再質問にお答えいたします。

まず、外部評価についてでございますけれども、これは関係者と協議をしてみる必要があると思っております。そういった状況で進めさせていただきたいと思っております。

また、2点目の関係機関ということでございますが、これは町内の医療関係者について、まず開業しておる部分に対する影響もございますことから、そのように医療関係、関係機関として記載をいたしました。

そして、3点目の人工透析についてでございますけれども、いろいろと具体的な部分が

かなり検討が必要だと思えます。そういったところから、今後持ち帰りまして研究調査が必要と思っておりますので、若干調査をしてみたいと、そういうふうに考えます。

以上でございます。

○5番（前本幸政君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 国保病院の今後のあり方についてを終わります。

次に、今後の行政運営についてを行います。

○5番（前本幸政君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

今後の行政運営について。前佐藤町長は、みずからを町のセールスマンと称し、全国を昨年だけで52回飛び回ったことを自画自賛しており、特に町の農産物に対してはさまざまなチャレンジをなさっておられたようでした。また、福祉マイレージモデル、商標登録、食K I N G市などの事業も計画をされ、進められていたようでございます。敬老祝金の廃止や敬老会補助金削減、高齢者入浴券の半額など老人福祉に手薄だったのではないかと指摘もありますが、この4年間の政権の成果はどうであったのか。たとえ前町長がいなくなったといえども行政の一環として行ってきた成果を総括しなければならないと思います。以下の項目について、町長の今の考え方、また今後の方針についてお伺いをいたします。

1、町長歳費（減額）。

2、高齢者対策（福祉マイレージ事業、敬老祝金廃止、敬老会補助金、入浴助成金、公衆浴場の無料送迎など）。

3、産業経済対策（食K I N G市、地域ブランドと商標登録、食の振興係のあり方）。

4、財政対策（収納管理課における差し押さえ、部局導入などによる機構改革、指定管理者に対する今後の行方）。

以上でございます。

○町長（梶谷恵造君） 前本議員のご質問にお答えいたします。

1点目の町長歳費についてですが、平成21年度より職員給与の独自削減が実施されました。特別職においても同様に行われてきたところですが、私が就任してすぐに給与担当者からこの削減策について説明がありましたが、今年度は現条例のまま実施していくことにいたしました。削減率は前町長が決めたことですが、見直しなども含め管内の状況等も考慮し、今後検討しなければならないと考えているところでございます。具体的には、森町特別職職員報酬等審議会において最近の職員の給与の状況や社会情勢をも含めた中で協議検討していただきたいと考えているところでございます。

2点目の高齢者対策についてですが、福祉マイレージ事業については常盤町、港町、さわやか町内会のご協力をいただき、平成22年度から2カ年にわたりモデル事業を実施いたしました。その結果については、決算審査調査により議会にご報告し、事業評価をいただいております。また、今年度においては会員制の時間預託制互助システムの導入を検討してきたところですが、町主導による事業としてはなじまないと判断いたしました。したが

いまして、これまでの経過を受け、ポイント制による高齢者支援の検討はここで終了したいと思います。ただ、ニーズが多様化する中で町にいろいろな助け合いのシステムがあるのは望ましいことであります。町民の皆様からこれらの支援システムへの要望があれば、自主団体の活動支援として相談窓口の役割を果たしてまいります。

敬老祝金廃止については、少し古い話になりますが、平成17年度合併当時、旧砂原町においては既に廃止となっておりました。旧森町においては支給をしておりましたが、平成18年3月に出された森町行政改革大綱での答申においても廃止を指摘された経緯があります。当時は、森町敬老祝金条例として80歳以上の方に毎年一律1万円を支給しておりましたが、平成21年4月に条例の一部改正を行い、現行では森町敬老祝金条例として77歳の方や88歳の方には3,000円相当の祝い品を支給しており、また100歳到達者の方には条例により5万円または10万円を祝金として支給しております。この事業については、行政改革の対象事業でもあり、さまざまな経緯を踏まえて現在の内容となったものと考えております。町財政を考慮いただきますとともに、議会においてもご承認をいただいておりますことから、引き続き現行の内容で事業を継続してまいりたいと思っております。

敬老会補助金については、町内会に委ねる形式で合併後も毎年のように見直しを行い、制度を維持すべく対処してきた経過があります。この制度の廃止には、町財政の状況を初めとして町内会でお世話をする方の高齢化や人手不足問題、また参加できる方とできない方の不公平などの問題があり、予算が減少する中、民生文教委員会でのご意見や各町内会、老人クラブ等のご意見を総合して各町内会への補助金方式を廃止したと伺っております。現在は、町主催により森町盛年お楽しみの集いを毎年開催しており、参加された方々は大いに楽しまれていると伺っております。参加者は年々減ってきているようですが、バスでの送迎などもしておりますので、町民皆様方のご理解とご協力をお願いいたしますところがございます。なお、各町内会で敬老会事業を実施した場合におきましては、森町社会福祉協議会の事業の中で小地域ネットワーク事業として前年に納めた会費分の40%が手当てされることとなっておりますので、本事業活用をお願いいたします。本事業に対しては町からも一部補助を行っておりますことを申し添えます。

入浴助成金につきましては、高齢者の外出の機会、また健康のためには大切な事業と考えており、今後も継続したいと考えております。実施方法については、過去の議会において住民の声などもあったように聞いております。できる限り実施できるものは実施したいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。また、ちゃっぷ林館バスについても継続してまいります。

公衆浴場の無料送迎については、町の中に銭湯がなくなって以降、自宅や公営住宅等に浴室がない方、高齢者等の方々を対象として始めた事業であり、今後においても必要と考えておりますので、本事業については今後も継続してまいります。

3点目の産業経済対策についてですが、食KING市については森町の新鮮な農水産物、特産品等を販売し、町内外に広くPRを行い、地域経済の振興育成と消費拡大を図るため

に開催してまいりました。今後については、この3年間の経過を踏まえ、実行委員会や出店者の方々と協議を行い、また議会からの提言も視野に入れ、次の展開を検討してまいります。

地域ブランドと商標登録について、まず地域ブランドにつきましては産業振興や地域特産品の販売拡大などブランド化に携わる方々の意識づけが最も重要で、その取り組みが自発的に行われることが望ましいと考えております。商標登録につきましては、森町として登録したものが6つあることは承知しておりますが、広く活用されることを望んでおります。今後におきましては、町として新たに登録する考えはありません。

食の振興係のあり方については、森町の産業活性化や観光振興において食資源は特に必要不可欠であり、今後においても重要なものと考えております。また、北海道渡島総合振興局商工労働観光課内に食と観光推進室が設けられており、食の特別商談会の開催や地域の埋もれた商品を発掘し、新たな販路拡大の構築への支援などさまざまな施策がなされ、北海道の優位性を生かした取り組みがなされております。これらとの連携強化及び情報提供などを含め、ますます食とのかかわり合いが深くなっていくことを踏まえ、引き続き係を配置し、地場産品の情報発信に取り組んでまいります。

4点目の財政対策についてですが、町税など自主財源の確保は先細りが懸念される自治体財政にあっては極めて重要な課題であります。特に未納、滞納への対策は不公平感払拭の面からも最悪の場合、差し押さえなどの収納手法も含めて取り組んでいくことが必要と考えます。今後も渡島・檜山滞納整理機構の活用と執行ノウハウの獲得など一層綿密な連携のもと取り組んでまいります。一方ではより効率的な行政組織運営が求められることから、課税、収納体制の再検討にも取り組んでまいります。

また、指定管理者制度の活用につきましては、ちゃっぷ林館やふれあいの森パークゴルフ場など既存施設でのこれまでの成果や課題などの検証、分析作業を踏まえながら今後検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ございますか。

○5番（前本幸政君） それでは、再質問をさせていただきます。何点か質問と要望を言う形になると思いますので、よろしく申し上げます。

まず、町長歳費でございますけれども、先ほどのお話でご理解いただきましたけれども、職員の給与削減というのもしやりました。このことについてどうお考えだったのか。

それから、2つ目の高齢者のことでございますけれども、森町の盛年お楽しみの集いということで今実施をされております。実は、この対象者が70歳以上ということで4,025名に対し、今年度273名参加ということで率にすると6.7%の参加しかなかったということで、これもやっぱり今後の課題なのかなと思っておりますので、その辺もお伺いしたいのと、それから敬老会の部分ですが、今後福祉協議会のほうからもまた補助の形、森町のほうからも出しているというお話もされたのですが、本当にこの敬老会でどうあるべきかという

のもアンケートなども入れながら、今後敬老会の存続にもきちっと物を考えていったほうがいいのかというふうに思っております。実は、やっぱり要望として地域でやってほしいよなというお話もあるものですから、その辺も考えていただきたいものだと思います。

それから、今高速道路が、産業の部分ですが、高速道路のインターが2カ所森町に開設をされました。そして、2年後には新幹線も開業になるわけでありましてけれども、この部分で食の部分の戦略、いわゆる消費拡大、ブランドとかの部分で今道のほうからも派遣事業があるとも聞いておりますけれども、生産組織のような森町に例えば農協、漁協とありますけれども、そういうような販路拡大の部分についてどのようなお考えがあるのかなというふうに1つ聞きたいと思っております。

それから最後、財政なのですが、指定管理の部分でちょっと聞きたいのですが、先ほどちゃっぷ林館とふれあいの森のパークゴルフのお話をされました。実は、この2年間ですか、3年間ですか、大変厳しい経営状況だというふうに聞いております。この辺の部分に町長は、前町長は企業努力が足りなかったのだというような答弁をされておりましたけれども、梶谷町長はこの指定管理の大変厳しい経営内容についてどうお考えでしょうか、お聞きをしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問をいただきました。お答えいたしたいと思っております。

まず、職員給与についてでございますけれども、これは人事院勧告等いろいろな全体的な決め方、国からの指導等もあると思っております。そういった部分では、強制的な削減等につきましてはまずは行わない、これがまず基本です。ただ、そうはいつても本当に危機的な状況になった場合には、それはそれとして職員といろいろと協議を重ねていきたいと、そういうふうに思います。

また、2点目の盛年お楽しみ会の参加率が低いということなのですが、これがなかなかやはり難しい部分だと思っております。今後私一人の考えではなく、本日恐らく皆さん方からご承認をしていただく予定の副町長も含めていい対策がないかなと、職員等とも考えていきたいと。この参加率の向上について、ちょっと取り組んでみたいと思っております。

また、3点目、地域の敬老会、なるべく近くでやりたいと。そういうことにつきましては、先ほど若干第1問目の答弁でも申し述べさせていただきました小地域ネットワーク事業、社会福祉協議会のそういったものも活用していただければ大変ありがたいと思っております。

そして、4点目の11月10日に開通いたしました大沼インターチェンジや3年後に開通で来る新幹線の駅、それらについての森地域、森にとりましての農産物、水産物、商品等、特産品の販売についてであります。これは森だけとは限らずに駒ヶ岳周辺、また函館市、北斗市、七飯町、こういう南北海道全域で取り組んでいく事業だと思っておりますので、こういった部分では連携をとりながら、みんなの特産品をそろえるようなそういった取り組みを進めていきたいと思っております。

最後の指定管理者についてでございますけれども、今までもこの前町長がやっていた部

分の検証がまず必要だということで、内容的な部分も含めて、それからこの2年間がいいのか、もう少し長ければもっと効率がいいのか、そういう具体的なものも含めて、業者さんからの決算部分も含めて事情を聴取して、それから今後に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（前本幸政君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 以上で5番、前本幸政君の質問は終わりました。

次に、3、休日、夜間診療の自家用車、タクシーでの町立病院受け入れ態勢について、子供たちに伝える森町の歴史について、7番、西村豊君の質問を行います。

初めに、休日、夜間診療の自家用車、タクシーでの町立病院受け入れ態勢についてを行います。

○7番（西村 豊君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

休日、夜間診療の自家用車、タクシーでの町立病院の受け入れ態勢についてでございます。町立病院では時間外、休日などの診療が平成22年1月から全面中止になっております。現在では、病気やけがなどで夜間、休日に受診するために自家用車、タクシーなどで病院へ出向いても診療してもらえず、救急車で搬送されなければ診察してもらえないのが現状であります。また、消防署においては年間出動回数が1,000回を超えている現状であり、重症、重篤な患者さんから救急車で搬送要請を受けるに当たって、救急出動に負担をかける要因になっているばかりか、町民が時間外、休日などに受診したいときに救急車を呼ぶことをためらうことがあるなど不安を抱く要因にもなっているのが現状であります。このような事案を見聞きする中、新都市砂原病院では過去に受診されたカルテがあれば、緊急の場合のみ診てくれると。一部の患者さんは新都市病院のほうへ流れていると聞いております。町立病院においても過去に受診し、カルテがあれば救急車以外の自家用車、タクシーなどであっても診察してもらえる診療体制を構築し、夜間などにおける時間外診療を実施することができないのか、町長としてのお考えをお尋ねいたします。

○町長（梶谷恵造君） 西村議員のご質問にお答えいたします。

町民の皆様が安心し、信頼できる病院づくりを目指し、国保病院運営委員会を初め森医交会、町内会、住民意見交換会などにより町民の要望、意見収集に努め、町立国保病院の方向性を定めていきたいと考えているところでございます。しかし、議員がご心配されるように町民に対する医療体制は時間外診療が中止されて以降、その取り組みに課題が多く残されており、いまだ解消に至っておりません。前本議員の答弁と重複いたしますが、現在病院の状況を確認するために病院長との打ち合わせを始めたところでございます。現状を掌握して休日、夜間診療の体制がとれるための取り組みをこれから進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○7番（西村 豊君） それでは、これから取り組むということですが、この病院の問題というのは前町長以前からの問題で、町民はいろいろ心配しているわけです。特に前町長が夜間診療をやらないということになりまして、それがいわゆる自家用車、タクシー、自分の車で行って診てもらえないというのがやはり一番心配だったのではないのかなと思っているのです。それが救急車でないと診てくれないというのが今町民の中では心配の種になっております。なぜかという、救急車を呼ぶということになれば、隣近所の人方が何をやったのだらうということで、ちょっとした腹の痛みでも、じんま疹が出て救急車でないと診てくれないという不便さが非常にあります。ですから、救急車を呼ばないで自分の車、タクシーなどで行くのですが、診てもらえない。そうすると、何だと、どうするのだといったら、病院の前から前にも指摘されていましたが、救急車を呼ぶという話が出ております。

つい先日です。ある知っている人から、夜の10時ぐらいだったのです。午前中に母親が町立病院にかかったそうです。そうしたら、夜になったら血圧が上がったそうなのです。病院に行ったら、幾らピンポン、ピンポン押しても出ないということで電話が来たのです。西村さん、何とかありませんかと。これは、ではその場で私も救急車を呼べと言った。だけれども、何か病院の前で救急車を呼ぶということになれば嫌なので、それで函館の病院に走ったのです。それで、血圧の薬なのか、手当てをしてもらったという話は聞いております。現実には我が町では、救急車の出動回数が1,000回以上というふうな話を聞いております。でも、同じような規模の町であれば600回ぐらいが普通でないのかなという話も聞いております。ですから、本当に救急車が必要なときに、そういう病院に行く大事な人もあるでしょうけれども、そうでない午前中行ったけれども、午後から血圧上がったと、夜血圧上がったのだと、そういうときにぐらい対応できないのかということなのです。まして本年度の2億1,000万の補正をまた組みますよと。では、町民の人方、町立病院は何なのだ、どうなっているのだと、これ。毎度毎度お金はかかるけれども、何ら変わっていないと。前町長からもそうです。梶谷新町長はまだ3カ月ですから、これからやるということなのですが、もしやるのであればいつやるのだと。これいつやるということを答えてもらえれば助かります。再度お尋ねいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えします。

本当に町民の方々が救急医療に対して非常にお困りだという声は私のほうにも届いております。本当に真剣に受けとめて、まだ二月ちょっととはいいいながら、これはもう重要課題として今取り組んでいるところです。その部分で一体どこに問題があるのか、そういったところをひもといていかないと、これはまず解決できない部分があるのだらうと、そのように思っております。そういったことから、今現在川崎院長といろいろと協議を、お話をし、そしてこれからはもっと、若干具体的に申しますと病院のドクター方ともお話をさせていただきたいと、そういうふうに思っております。ただ、そうはいつでも病気が待ってくれないときもあります。そういった部分では、救急車を余り使うと恥ずかしいと

はいうものの、やはり命にかかわる部分につきましてはぜひ救急車を使って診療を受けていただきたいと、そのように思います。なるべく早くと申しますか、いつからと言えれば大変はつきりして西村議員さんも満足いくのでしょうかけれども、今現状ではもう少し調査をして、それからしっかりと取り組んで今後きちんとした救急医療体制がとれるように、欲を言えば夜間診療が開業できるように取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○7番（西村 豊君） 夜間診療は大切なことなのでしょうけれども、カルテがあつたら救急車でなくても、とにかく今の目的は救急車でなくても自分の車で診てもらえるのだということになれば町民も安心すると思うのです。だからこの辺を、川崎院長と相談しているとか医者やと相談していますと言うけれども、何とか早くこれは検討してほしいと思っています。再度お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えします。

思いは強く受けとめております。ただ、救急医療を執行するということになりますと、ただドクターだけでは今はできません。必ず麻酔医、その他チームが必要なのです。それは、おわかりいただきたいと思います。ということは、できれば夜間診療を行うことによって、必ず麻酔医だとかそういうドクター以外の方々も常駐することになりますから、そういうことになればただのカルテだけでも十分、カルテがなくても診ることができますので、そういう点を理解していただきたいと。その体制をとるためにどうしてもドクターが足りない、また体制がとれない、そういった部分を理解していただければと思います。また、本当になるべく早い時期のそういった取り組みの成果を見せていきたいと、そういうふうに思っておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 休日、夜間診療の自家用車、タクシーでの町立病院受け入れ態勢についてを終わります。

次に、子供たちに伝える森町の歴史についてを行います。

○7番（西村 豊君） さっき終わったのですけれども、終わったからしょうがないのでしょうかけれども、余り難しい話でないのだよ。麻酔科医とかそういうのでなくて簡単な…

○議長（野村 洋君） 西村議員、始めてください。

○7番（西村 豊君） それでは、子供たちに伝える森町の歴史についてでございます。

森町には、旧森、砂原の各町史や写真集などの歴史、史実を記録した文献や史料が多数あり、図書館、郷土館、資料室などでも誰もが閲覧や見学ができますが、子供たちにとってなじみにくいのが現状であります。近年、地域の歴史、文化を再認識すること、特に子供たちに森町の歴史を伝えることの必要性が問われているところでありますが、森町総合開発振興計画においては歴史の伝承をうたった記述はありません。そこで、1つの例とし

て子供にも読みやすくわかりやすい歴史漫画の本を制作してみたいかでしょうか。いにしへの時代や歴史について知識、経験をお持ちの町民の方々の協力もいただいて、少し年月がかかるでしょうが、子供たちに本を残して伝えたいとの強い思いでおります。ふるさとの歴史をこの漫画で読んだ子供たちが郷土森町に関心を持ち、家族で対話をする機会を通じて未来の森町を考えることが期待されます。この本は、生涯学習の一環として、また森町のPRとしても活用できますので、子供たちや各家庭への配本のほか、公共施設や観光施設、飲食店などへの配置によって歴史、文化の認識を深めていくことも可能かと考えますが、町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（野村 洋君） 平田教育委員長だと思っておりますけれども、質問者は町長に尋ねておりますので。

○町長（梶谷恵造君） 本来は教育行政の管轄かとは思いますが、本日平田教育委員長も見えておりますけれども、私から西村議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、森町総合開発振興計画に歴史の伝承の記述がないとのご指摘でございますが、学習・文化こころゆたかなまちづくりの地域文化の基本計画の中に主要施策で文化財と伝統文化の保存と継承の計画があり、その中で次世代への文化の継承に向けて文化財などの学校教育、社会教育での活用を図る旨を記述しております。森町においては、子供たちに伝える森町の歴史に関して小学校3、4年生の社会科の授業において森町教育委員会で作成した社会科副読本を教材として森の町の歴史や文化などを学ばせているところでございます。

お尋ねの子供に読みやすくわかりやすい歴史漫画の本の制作をとのことでございますが、平成23年度には国の交付金を活用した事業で町内文化遺産DVD、イカ型土製品のどきどき森町探検、森町の文化財編を作成し、小中学校への配付はもとより教育委員会での貸し出しなどを行い、文化財の周知に努めているところであります。また、森町の貴重な歴史として文化財を紹介したパンフレットや鷲ノ木遺跡を含んだ縄文時代の小冊子、クイズ形式の縄文謎解きブックを使用して小中学生を初め一般見学者に興味を示してもらうため努めているところであります。今後においてもわかりやすく町内外の皆様に興味を持っていただける内容の充実など検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○7番（西村 豊君） どうもありがとうございました。町長は、文化財などで文化を伝えているということなのですが、DVDもあるということで、けきインターネットとかでちょっとたたいてみたのですが、わからないと、出てこないということもありました。それは、やり方が悪かったのでしょうかと思います。

これ乙部町にある本なのです。道の駅で売っているのです。乙部町では3巻あるのですが、僕はちょっと予算の関係で2巻より買ってきていないのですが、例えば「乙部むかしむかし」とかといって、これそんな難しい本ではないのです。こういう本があると、

僕もこれを買って読んだら、乙部というのはこういうこともあるのだというそれがわかるのです。ですから、今森町と旧砂原町が合併しました。昔砂原でニシンがとれて、森の駅に馬で、馬車で運んだとか、または鉄道があったわけですから、そういうものは資料館に行っても物は若干はあるでしょうけれども、そういうことを今の先輩方が知っているわけです。これを今……こういう簡単な本なのです。誰でも見れる本なのです。漫画的なやつで描いてつくっているのです。確かに町長の言うように町史、こんな立派なやつがあります。あれが各家庭にありますか。ないのですよ。各家庭にないのです。確かに学校ではDVDで見るでしょうけれども、観光客が他のよその町から来たときに、道の駅でもいいです。これがあれば、森町、旧砂原町というのはこういうことなのだと、こういう歴史があるのだというようなことを広く町民または近隣の人方に教えることもできるのかなと、そう思っているのです。ですから、今我々の先輩の人方が元気なうちに駒ヶ岳の噴火、確かに歴史の中には残っています。あります。でも、こういうこと苦労したのだよと、こういうふうにして逃げたのだよというような話をつくってもらえれば、それこそ家庭に1冊あれば食事するときにもこうだったよね、お母さんこうだよねと、お母さん、お父さん、お母さんは嫁に来ます。よその町から来るかもわかりません。そういうときに、ああ、こういう町だったのだと。今がいい時期でないのかなと。これがあと10年先、20年先になったら、僕らは今国道になっているいわゆる砂原線、バイパス線、あそこに車が走っていたのだよというのは聞きますけれども、見たことはありません。ですから、先輩が元気なうちにそういうことも、こういう漫画本でいいのです。こういうものをどうですかということなのですが、町長どうでしょうか。

○町長（梶谷恵造君） 再質問をいただきました。いろいろと西村議員さんのふるさとを思う熱い思いが伝わってまいります。歴史が理解できる、そして観光としてのPRにも活用できるということでは、まず財源等も含めまして調査していきたいと、そういうふうに思っております。また、いろいろな中身につきましては幅広く大変たくさんの方のご意見も拝聴しなければならないということで、まずは調査させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） いいですね。

○7番（西村 豊君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 以上で7番、西村豊君の質問は終わりました。

次に、4、森町立さわら幼稚園の運営について、健全なる財政運営について、2番、山田誠君の質問を行います。

初めに、森町立さわら幼稚園の運営についてを行います。

○2番（山田 誠君） それでは、通告に従いまして教育長と町長のほうにお伺いしたいと思います。

近年、幼児教育の重要性が問われている昨今でございますけれども、森町においてもほとんど就学前児童は幼稚園、保育所のいずれかに属しているのが現状でございます。現在

森町幼稚園教諭は10名おりまして、森幼稚園が4名、さわら幼稚園が6名でありまして、うち臨時教諭は2名、これはさわら幼稚園でございます。それで、さわら幼稚園の臨時教諭は今日まで恒久的に従事しているという現状でございます。その中で教育現場の状況を見ますれば、資格免許は同等ではありますけれども、園児、父母から見ますと正規教諭と臨時教諭との差については不満の声が大きく、不公平感が相当根強くあるようでございます。産休や病欠のように一時しのぎの場合と異なりまして、毎年このような体制にての繰り返し幼稚園教育を行うということは非常に園児たちにとっても不幸であると思えます。幼児教育は3歳からが一番大切であると教育関係者間では言われております。その大切な時期の幼少時代に最大限能力を引き出してあげることが幼児教育の役割ではないでしょうか。幼稚園は、国で定める幼稚園教育指導要領に基づきまして基本指導教育を行うものであり、臨時教諭に担任を持たせるということは適当ではないというふうに思います。教諭の資質の向上、士気高揚を図るためにも、また幼稚園教育の発展充実を推進するためにも、さらには将来の幼保一体化を視野に入れた上で早急に正規職員を採用すべきと考えますが、教育長の所信をお伺いいたします。

○教育長職務代理者（清水雅信君） 山田議員のご質問にお答えします。

森町立幼稚園教諭は、森幼稚園では副園長を含め5名が正職員、さわら幼稚園では副園長を含め9名体制で、そのうち臨時職員が5名となっております。さわら幼稚園では、4クラスで担任3名が正職員で1名が臨時職員であり、4クラスの副担任3名と預かり保育担当1名が臨時職員となっております。職員採用につきましては、森町の職員定数などの関係がありますので、町部局との協議も必要となると考えられております。議員のご指摘の臨時教諭に担任を持たせるということは適当でない、それから幼保一体を視野に入れた職員採用をすべき、このことについては議員の質問趣旨を受け、新体制の中で検討していくべきことと判断いたしますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○2番（山田 誠君） 今後の新体制において検討してまいりたいということでございますけれども、もう既に新年度予算の関係もございますので、各幼稚園の内容を十分精査した上で前向きに対応するよう要望はしておきます。答弁は要りません。

そこで、町長にお聞きいたします。教育委員会においては、近々こういう体制をとるということでございますので、その質問を受けて検討したいというふうな今の答弁でございますが、町長は質問の内容をよく吟味しまして、幼稚園教育の充実を図るためにも正規職員の採用ができるよう教育委員会部局とよく協議をされまして、父母とのいざこざがないように対応についてお願いしたいと、そういうふうに思っております。

なお、近隣の鹿部町では預かり保育の職員も正規職員を充てているという現状がございます。ぜひこれらのことも参考に入れまして、新年度の予算編成に向けて取り組むべきものと考えますが、町長の考えをお聞きいたします。

○町長（梶谷恵造君） 山田議員のご質問にお答えいたします。

いろいろと森町職員の定数全体を含めまして、今後先ほど清水職務代理者の答えにもありましたが、新体制の中で検討していくことというふうに捉えております。もちろん幼稚園だけではなく保育所、そういった部分の職員についても同様の考えを持って進めていかなければならないと。もちろん技術的なものを持つ職員に対しましては、なるべく正職員にしていきたいという考えはございますが、まず全体を含めて捉えて進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○2番（山田 誠君） 今の町長の答弁で、技術的な職員は採用していきたいのだという考え方ですけども、できるだけ公平、公正を欠かないような、そういう運営を行っていただきたい。町長は総合調査権もございますので、その辺も含めて検討願えればありがたいなと、そういうふうに思います。

終わります。

○議長（野村 洋君） 森町立さわら幼稚園の運営についてを終わります。

次に、健全なる財政運営についてを行います。

○2番（山田 誠君） 健全なる財政運営について、町長の意見を伺いたいと思えます。

極めて厳しい財政の現状及び現下の財政状況等を踏まえ、歳出面においては経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、歳入面では税負担の公平の確保の必要性を踏まえ、各税の徴収率のなお一層の向上に努め、さらには各種使用料（住宅使用料）、民生費の負担金（保育料）、学校給食収入等々について受益と負担の公平性の観点から見直しを行い、徹底した財源の確保に努めるべきものと考えます。これらの未納額が町の財政運営の悪化になっているということは明らかでございます。最大の依存財源である地方交付税、先ほども質問にあったように合併算定がえも平成27年度で終了するわけでございます。これは、ちなみに平成24年度まで、今年度までの増加額は33億円入っている。あと3年あります。これ十五、六は入るということであれば、約50億の交付税が入るということになります。それが平成28年度から経過措置によりまして、減少率の影響額は推計で年間1億ずつ減っていくというふうに見込まれております。平成30年度には約3億の減額が見込まれておるわけでございます。今後財政健全化団体にならないように、今から健全なる財政運営が必要不可欠と思われまますので、次の点について町長の所見をお伺いいたします。4点ありますので、1点ずつまいりたいと思えます。

普通税については、毎年2,000万円程度の不納欠損がございます。なおかつ2億5,000万程度の収入未済額がございます。また、国保税については毎年2,500万円程度の不納欠損、3億2,000万円程度の収入未済額がございます。さらに、介護保険料は毎年500万円程度の不納欠損、1,600万円の収入の未済額があるというふうになっております。これは相当なる金額でございます。この種の税については、このような状況にございますけれども、収納管理課においては電話、訪問催告または納税相談、口座振替、分納誓約または差し押さえ

等々により若干ではございますけれども、成果が上がっているわけではございますが、真面目な納税者と相当なる不公平を生じていることが現状、現実でございます。そこで、徴収に当たっては職員のみではなくて、町長みずから町民福祉向上の財源確保のために後ろ盾になって徹底した徴収を実施する気構えがあるかどうかお伺いしたいと思います。なお、平成22年度の国保税の収納率の順位は全道で122位です。123の町村のうちの122番、後ろから2番目です。徴収率が85.29%、そういうことでございます。

それから、2つ目、2問目でございます。保育所の保育料でございます。毎年200万円程度の不納欠損、そして未納額が350万円程度となっております。これらについては、数カ月未納でも通所を認めているということは不相当と言わざるを得ません。保育料の滞納分については、子ども手当の支給等に関する特別措置法第26条で保育園の保育料の滞納分については子ども手当の受給資格者の申し出、同意がなくても子ども手当から控除して回収、徴収することができるかと規定されていると私は認識しておりますが、町長は次年度以降から実施する考えがとおりになるかどうかお伺いしたいと思います。なお、幼稚園の使用料、森幼稚園、さわら幼稚園の使用料においては未納額や不納欠損はございません。

3つ目、学校給食の収入についてでございますが、160万円程度の不納欠損、それから1,000万円程度の未納額、未済額がございます。滞納世帯は昨年度、23年度の決算では森地区で175世帯、砂原地区で88世帯、合わせて263世帯が滞納世帯となっており、非常に多い世帯でございます。これらの件について、生活困窮者であれば準要保護世帯の認定等々を受けるべきと思いますが、そのような状況でもないようでございます。だとするならば、この未納額、未済額は私法上の債権でありますので、強制執行が可能と思いますが、今後強制執行を行う考えがとおりになるかないのかお伺いします。

4点目でございます。住宅使用料、公営住宅でございます。については毎年200万円程度の不納欠損、そして1,000万円程度の未納、未済額がございます。連帯保証人等々の請求または本人の催告等々により努力はしているようではございますけれども、なかなか成果が上がっていないというのが現状でございます。しかしながら、入居をしている以上納入義務が発生するわけで、使用料を払う責務があるわけですが、その未納月数が多くなりますとなかなか多額の金額になりますので、払いづらいということになるので、早目に処理、対応を実行すべきと考えます。この債権も学校給食と同じく私法上の債権でありますので、強制執行が可能と思いますが、今後強制執行を行う考えがとおりなのかどうか、町長の所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（野村 洋君） 昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎発言の訂正

○議長（野村 洋君） ただいま山田議員の一般質問の最中ですが、町長より先ほど西村議員の一般質問の答弁の中で少し訂正をしたいというところの申し入れがありますので、発言を許します。

○町長（梶谷恵造君） 恐れ入ります。先ほど西村議員の再質問の際に答弁中、麻酔医というくだりがございました。その部分に対しまして削除をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） よろしいですね。

（「異議なし」の声多数あり）

◎一般質問続行

○議長（野村 洋君） それでは、会議を続けます。

それでは、先ほどの山田議員の質問に対して町長、答弁をお願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 山田議員のご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、徴収対策は長引く景気低迷により、どの自治体も税収の確保に苦慮している今日、滞納者からの納税相談を受けながら適正に滞納処分やその停止を実施し、平成23年度決算の徴収率は微増ではありますが、前年を上回り、不納欠損額も圧縮される結果となりました。税は、自治体の財政基盤を根源的に支えるものであることから、限られた時間や法令の範囲内という制約の中で最大の効果を上げることが期待されており、善良な納税者の納税意欲を阻害することのないように今後も適正に滞納処分を実施したいと思います。また、介護保険料につきましてもサービスを受けながら負担を負う人と負わない人がいるという不公平な状況を放置することのないよう努めてまいります。

2点目についてですが、保育所の保育料は各扶養義務者が所得階層別に納めていただくよう定められているところです。しかしながら、保育料の滞納につきましても当町も深刻化している問題となっており、対策に苦慮しているのが現状であります。保育料を滞納した場合には通所を認めることは不適當ではというご指摘でございますが、保育料の滞納を理由に強制退所や入所拒否といった措置などの制限をすることは児童福祉法でできないと定められております。保育料の滞納対策として、議員ご指摘の保育料を児童手当の給付者から引き去る特別徴収や同意を得た上での滞納分の引き去り徴収は有効な滞納対策と考えられますことから、次年度以降において実施できるよう取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

3点目は、本来であれば教育長が答弁する質問ではございますが、後日引き継ぐこととして答弁をさせていただきます。学校給食費は現在督促状、催告状、戸別徴収などの収納対策を行っております。ただし、生活困窮者などにつきましては生活に影響のない程度での徴収としております。また、滞納者の所得状況等を現在調査中ですが、この調査結果に

基づきまして次年度から支払い能力がある世帯については来庁催告や法的措置予告を行い、それでも応じない場合は強制執行を行いたいと考えております。

4点目についてですが、住宅使用料の未納者に対する対応は、議員ご指摘のとおり入居されている方々には家賃を支払う義務があり、毎月納付されている方々との公平性からも毅然とした対応が必要であることは当然のことと考えております。このことから、現在までの対応の中で収納相談に応じない方や誓約書の不履行の方が数名おります。あくまでも悪質な入居者に対しましては、次年度から強制退去を行うべく法的措置に関する費用を計上する予定であります。今後は、収納状況を把握しながら支払いが不可能な方々には低家賃住宅への移転を検討していただき、強制退去を最後の手段としながら対応し、健全な町営住宅の運営を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○2番（山田 誠君） 1点目の税の問題については、善良な人との不公平をなくすために他の処分も行うというようなことでございますけれども、ぜひ前向きに実施していただきたいなど。私なぜ税がどうのこうのというのは、今は年金受給者がおられまして、これらの方々が強制的に特別徴収されているわけです。保険税、介護保険、個人住民税、一方では年金をもらっている方が強制徴収されて、年金をもらっていない方はそのまま残って不納欠損で処理されると、こういう不公平なことということは絶対あってはならないと、私はそう思っておるわけでございます。町長が最大の効果的なものを目指して、善良なる人との不公平を生じないように滞納処分を決定するというふうなご発言ですので、ぜひ実施していただきたい。やっぱり町長みずから先頭に立ってまちづくりのために、財源確保のために頑張ってくださいよ。みんな拍手しますよ。職員もついていきます。町長が動かなければ職員だって動きません。その辺、肝に銘じて対応的なものを進めていただきたいなというふうに思います。

それから、保育所の保育料ですけれども、ちょっと私の認識と違うのは同意を得なければ受けられないということではないのですよね。これ確認していただきたいのですけれども、児童手当法の22条の4にそういうことはなくても徴収、回収が可能だというふうになっていますので、再度確認の上、対応していただきたい。これちょっと法律の読み違いがあったのではないかなという気していますので、もし資料的なものが欲しければ私のほうから提供しても結構です。

それから、学校給食等々についてもこの支払い能力がない者についてはそういう対応をしたいというようなこともございますし、先ほどの公営住宅のほうについてもそういう考えで健全なる運営をしたいというふうなうたってございますけれども、町長、この学校給食については、この内容というのは保護者がよく知っているかどうか、この確認をいただきたいなど。というのは、町の広報とか、多分学校の給食だよりだとかあると思うのですが、それらの問題、それらのものに1回かこれを登載して町民の目に触れたことがある

かどうか確認していただきたい。なければ、やっぱりそういうものを町民各位に周知徹底を図るべきだろうと、そういうふうに思いますので、その辺執行体制よろしく願いしたいなというふうに思っております。

それから、公営住宅については、この森町では森町公営住宅等長寿命化計画の策定ということが平成23年から32年まで行われているわけなのですよね。それで、その悪質と言いますけれども、好き好んで滞納をしている人は余りいないと思うのだけれども、いろいろな事情があるのですけれども、いろいろ調べますと平成24年度の修繕または保守管理だとか火災保険とか光熱水費だとかを入れますと約3,700万、4,000万くらいあるのです。それから、起債が1億4,500万くらい、合わせまして1億8,500万くらいになっています。それに対して住宅使用料が1億1,400万程度しかない。7,000万程度一般会計から持ち出ししているわけです。これはこれでいいと思うのですが、先ほどの延命の計画がなされた段階では、やはりこれから相当数の修繕料がかかってくるわけです。そうしますと、その住宅料も払わない方々についてもそれをやるということになれば、またそこで不公平感が出てくる可能性が高いと、私はそう思うのでございますので、町も頑張っていてやっているわけですから、住宅行政もやっているわけですから、入居者も頑張っていて町に迷惑をかけないようにひとつ納入させるような方法もやっぱり検討していただきたいなというふうに思います。町の自主財源の確保のためにいろいろ精査して行うべきだと思いますけれども、やはりこれからの町の執行には一番最初に申し上げましたけれども、相当数交付税が減るということはもうはっきりしているわけです。その辺を町長はよく認識していただいて、町の財政運営、町政執行に携わっていただきたいなと。

そのほかに各会計に繰出金というのがあります。これは、交付税だとかいろんなルール分、いろいろありますけれども、例えば21年には3億8,000万程度出しております。国保会計、病院会計、下水道とか介護サービスとかがある。22年が4億4,600万、約1億増えている。23年度が5億1,000万増えている。多分24年は6億出るだろうと。毎年こういうものについては、増えていくのは目に見えているわけです。であれば、自主財源なるものをつまみ確保しなければ町はもちませんよ。依存財源の地方交付税は54%を占めているのです、今現在。町の財政の54%。自主財源が25%、そのうちの税が16%を占めている。これを取らない、取らないと言ったら失礼ですけども、納入しなければ一般家庭に例えば置きかえた場合に、家計費は真っ赤かです。かかるものはかかる。例えば冷蔵庫と同じなのです。荷物が入ってあろうがなかろうが電気代から維持費から何から要る。物も入っても同じという、こういう体制なのです。だから、その辺のものを含めてやっぱり町長これからの運営を健全にしていかなければまずいのではないかなと、そういうふうに私は思います。財政の健全化団体、これは夕張みたく財政再建団体の一手前ですので、そういうふうにならないように町長を初め各担当課長がこぞってこの自主財源の確保に懸命に努力していただければと思いますので、その辺もう一度力強いご返答をお願いしたいと。お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 大変長い力説をいただきました。もっともな部分がかなり多々ございます。ただ、景気低迷が大変長引いている中で、実際には支払いたいたけれども、支払えない状況になっている方々も中にはおります。そういった部分、生活困窮者に対しましての救済措置も町では一方とらなければならない。その辺は、議員の皆さん方もおわかりだと、納得していただけたらと思いますが、あくまでも本当に悪質なものに対しまして町職員一丸となってそういったものを執行して進めていくという、公平性を高めていくということにつきましてお約束をして邁進してまいりたいと思います。

以上です。

○2番（山田 誠君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 以上で2番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、5、特別養護老人ホームさくらの園について、15番、黒田勝幸君の質問を行います。

○15番（黒田勝幸君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

特別養護老人ホームさくらの園についてでございます。さくらの園は昭和58年4月1日に設立され、既に30年になろうとしており、老朽化も進んでおります。特に雨漏りもしており、耐用年数からいっても小手先だけの修繕では限界に来ているものと思われま。建物全体を含めて見直す時期に来ているのではないのか、また介護職員の人件費は年間正規職員の場合は平均859万で、臨時職員の平均は278万円となっております。臨時職員は、正規職員の33%の給料となっております。臨時職員も介護福祉士の資格もあり、同じ仕事をし、余りにも格差があり過ぎるのではないかと思います。介護職は大変な重労働であり、改善が必要と思われまますが、いかがですか。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、施設は老朽化が進んできており、屋根のほかにも給湯暖房用ボイラー及び配管なども小破修繕として都度対応してきております。屋根については、全体改修となれば概算で3,700万円程度の工事費が想定されます。施設の全面改築も考えていかなければなりません。現在と同じ50床規模となりますと工事費だけでも10億円程度と推計されております。加えて補助率が道補助のみで約20%程度と低下してきており、町負担額が増大してきております。今後は、財源の検討なども含め整備方策の情報収集、研究に取り組んでまいります。

次に、介護臨時職員の給料についてですが、現在臨時職員は12名おります。内訳は、介護福祉士資格8名、ホームヘルパー2級資格3名、無資格1名となっております。給与水準につきましては、賞与等を省く月額支給ベースですが、管内近隣の介護施設の状況と比べてみますと高いところでは19万4,000円、低いところでは14万7,000円程度で、さくらの園は17万4,000円程度であり、中位程度にあるようですが、管内には公立施設がないことから道内の他公立施設の給与体系なども調査しながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（黒田勝幸君） 町長は、町長に就任して約2カ月くらいになると思うのですが、この間さくらの園に行かれましたか。町長は、10月3日行われた町長候補予定者の討論会で前町長の公約である日本一お年寄りを大切にするまちづくりに対して、町長はさくらの園の雨漏りも指摘されておりました。だから、言っていることとやっていること違うのではないかとこのように聞こえました。

それで、まずは町長はさくらの園の民営化を白紙の方針であります。そういうことから、今までどおり町の運営となるわけでございますけれども、やはり悪いところは直していただきたい。最低限、これ屋根はどうしようもないことなので、何か3,700万ぐらいかかるということでございますけれども、最低限これは早急にやらなければならないだろうと。また、全体についても大体20%ぐらいの道の補助しか見込めないのかなというようなことで、今後の検討課題だということでございますよね。ですから、現場を見てなおかつ考えていただきたいと、このように思っております。

それから、臨時職員の給与体制でございますけれども、今お話を聞いていると森町は月額17万4,000円ぐらいになるので、まあまあのところかなと、管内と比べて。それはそれで給料の規定もございますので、臨職の。それはそうなのでしょうけれども、介護職というのは事務職と違ってこの現場は大変なのです。勤めていても腰が痛いとかなんとかやめる人も民間も含めてかなり出入りがありそうですよね。そういうようなことで、いろんな仕事の疲れとか職場の働いている人のかかわりとか、もろもろの不満が弱い立場の人に行くわけだ、実際の話。その弱い人というのは入居者です。そういうところに行くものなのだ、人間って。ですから、テレビ、新聞の報道を見ても入所者に対するいじめとか、またひどいのは生爪剥いたとか、そんなのも報道されているのです。あんなのは氷山の一角であって、どこの施設でも多少のことはあるのかなと、やっぱり人間のやることですから。だけれども、あってはならないことなのですけれども、そういうこともあるのかなと。いわゆる入居者に対する虐待ですよね。それで、森町ではそういうようなことはありませんか。それに類似したことはありませんか。そういう話もこれらと聞いたのもあるのですけれども、町長にそういうことは来ていませんか。

それと、この臨時職員の内容を見ますと、これ資料をいただきましたけれども、今は12人いるのですね。長い人は15年たっているのです。12年10カ月、12年9カ月、15年6カ月とか8年とか、かなり年数たっているわけだ。ところが、臨時職員だから一向に臨時職員の規定のままでやっているわけだ。ですから、やっぱりこうやって長年勤めて、そして正職も臨職も同じ仕事をして同じ時間勤めて、これだけ長く年数たっている人もいるのだから、それは1つの基準にのっとってやっていると言えばそれまでなのだけれども、少し考えていただきたいと、こう思っております。

それと、私もちょっと調べてみたら、やはりまだまだ改善する余地があるのでないかなと、こう思っているのです。ということは、やはり給料にしては森町は収入に対して

82.4%が人件費なのです。町長は知っているとおりに、砂原のシャリテも同じく50人体制です、入居者が、57.9%です、収入に対する人件費の割合が。これだけ差あるということなのです。ですからこそ前町長は、特に民間出身だから民営化しなければだめだろうという発想になっていると思うのです。ですから、それはそれで町長が白紙にしたのだから、それはそれでいいのだけれども、実際調べていただきたい。まだまだいわゆる経費の削減できる部分がある。一例といたしまして看護師さんです。元で言うと看護婦さんです。これ現在さくらの園では正職が3人おります。臨時が1人おりました4人体制です。そして、年間2,667万3,882円、4人でいただいています。これさくらの園の規模であると2名でいいそうです。それがいろんな事情で4名いるのだから、その辺も考えていただきたいと。国保病院のほうも結構看護師さんの出入りがあるみたいで、だから回せるものはそっちに回すとかやはり考えていただきたい。ですから、私の言いたいのは町長が現場をしっかり見て、行くといろんなことが見えます。ぜひやってください。

それで、やはり入居者の人たちは、こういう言葉はどうかわからないのだけれども、人生の最後の住みかとしてさくらの園を選んだわけなのだから、やはりそこで生活する人たちの環境整備をしてください。安心して楽しい老後を暮らせるように努力していただきたいのと、こう思って私はいるのですけれども、町長はいかがですか。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員さんのご質問にお答えいたします。

さくらの園につきまして、私もお指摘のとおりはまだ現場には足を運んでございません。いろいろと関係者からのお話を伺いながら今回もお答えをしているわけでございますけれども、ただ今後ご指摘のように現場に赴いて、いろいろと現場のほうの中から職員とのコミュニケーションも図りながら質の向上を図ってまいりたいと思います。今現在は釣園長を中心に、先ほどの看護師さんのお話なのですけれども、この方を中心にサービスの向上を図っておると。非常に大変優秀な方で、もちろん看護師さんは2名でいいのですけれども、もう一名おるとというのが若干特殊技能も持っております。そういった体制を整えて先ほどご指摘を受けておりましたお話の中にございましたいろんな万が一いじめとか虐待があってはならない、そういった部分に対する対応ですとか、いろんな取り組みを今行っているところです。最終的には全体の人事の構成とも絡んでの、なるべく施設の経費削減ということにはなるのですが、施設の経費だけを削減したのであっては、ただ移動させてどこかの経費が増大するだけであって本当の解決にはならないというふうに思っております。まずは現場に足を運びながら、当然雨漏り、全体ではお金がかかるといっても部分的に今後対応できることもございますので、そういったものも含めて見させていただきながら次年度の予算に反映させて執行を行っていきたくと、そういうふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○15番（黒田勝幸君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 15番、黒田勝幸君の質問は終わりました。

次に、6、選挙公約とその対応について、10番、中村良実君の質問を行います。

○10番（中村良実君） それでは、町長に質問をさせていただきます。

選挙公約とその対応についてということでもって質問をさせていただきます。昨年の3月11日のあの震災以来、地球温暖化が忘れられているのが現状です。それは、世界規模での重要課題であります。このような現状の中で、町長は選挙公約で持続可能な森林経営を目指して体制強化に努めてまいりますと町民と約束をしております。森林は、二酸化炭素を吸収し、低炭素社会実現のため、環境型社会を目指す役割もあります。しかし、国内の森林、林業家は外材に押され苦慮しているのが現状であります。森林は、多様な公益的機能を有しており、海への養分、水量、国土を守るなど多くの恵みを与えていております。以下お尋ねします。

1つ目は、持続可能な森林経営を目指して体制強化に努めますとあるが、その手法とはいいかがなものなのか。

2つ目として、町有林4,934ヘクタールをどう利活用するのか。

3つ目、行政、民間人などによる町有林経営協議会的な組織を発足させる考えはないのか。

以上、3点についてお伺いをします。

○町長（梶谷恵造君） 中村議員のご質問にお答えいたします。

地球は、私たち人間にとって、また多くの動植物にとってかけがえのないところではあります。しかし、近年私たち人間の行為が原因となって地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨や熱帯森林の減少など地球環境が変わり、大きな課題になっております。このような中において森林の果たす役割は大変大きなものがあると認識をしております。

さて、1点目についてでございますが、政府が平成21年12月に発表した新成長戦略において林業を成長産業として位置づけて作成された森林・林業再生プランにおいて、今後10年間をめどに路網の整備、森林施業の集約化及び必要な人材育成を軸として効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築し、森林、林業を早急に再生、推進するべきとのことでございます。今特に重要視をしなければならないのは後継者問題だと思います。関係機関のご協力をいただきながら、林業後継者や林業作業員など担い手対策に取り組み、林業経営体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

2点目についてですが、戦後植林した人工林資源が伐採期を迎えつつあります。林業再生に向けての好時期でもあります。国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止など環境面における森林の機能を考えながら伐採、植林等を計画的に推進していきたいと考えております。

3点目のご質問ですが、我が国の林業が立ちおけているのは林業経営者における機械化等ばかりではなく、ある意味では組織化等も必要なものかもしれません。簡単にできるものではございませんが、今後十分に時間をかけ、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○10番（中村良実君） 2問目を質問させていただきます。

実は、私この問題を取り上げたのは過去の……現在は梶谷町長、その前は佐藤町長、その前は湊町長でした。この以前の町長がこうした町民との約束、今回は選挙公約の中で出てきているのですが、それから所信表明でもこの森林関係を取り上げた町長というのが余りというか、いないのです。ところが、町長はこのようにはっきりと文章にして町民と約束をしているのです。これは、私はすごく捉え方によっては前向きだなと、そう思っておりますけれども、今私が質問した中でもって、ああ、そうだなと納得するところって実はないのですよね。私1点目のとき、森林経営を目指して体制強化に努めるとあるのです。こういうふうにあるのですが、これは町長のやつなのですが、あるのです。では、それをより具体的にどう進めていくのかというお話はしませんでした、今。だから、どのようにしてより具体的に進めていくのか、それをお話を聞きたいのです、私。

というのは、森林というのは大変面倒な問題です。簡単にいく問題ではないのです。ですから、私はもっとこのようにして、これからの森町の約5,000ヘクタール弱の森林面積をこのようにして利活用していきますと、それらのことを私は望んだのですが、それが出てきませんでした。2問目もそうなのですが、この約5,000ヘクタール弱の町有林ですよ。この町有林の約5,000ヘクタール弱の森林ですよ。これ町長、まずこの町の森林面積の中で人工林というのは35.1%しかないのです。それから……失礼。人工林は40.1%なのです。それから、天然林が35.1%なのです。それから、よその町にはないものがあるのです。それは無立木、要するに木の生えない無立木地があるということです。これは砂原岳、それから剣ヶ峰の一部、駒ヶ岳も持っているのです。抱えているのです、森町は。それが面積にしますと1,217ヘクタールもあるのです。これが大きいのです。ただ、これはもうしようがないです。それはもう関係なくして、天然林、人工林そのぐらいあるわけですから、私は町長は同じ考え方だと思っておりますけれども、戦後植えた木が伐採期に来ていると。伐期に来ているのですが、現実的にはそのように伐期をしていないのです。特に砂原地区にあるカラマツ、これは前にも私言っているのですが、もう伐期が過ぎているカラマツが多い。伐期が過ぎているカラマツというのはどうしてよくないかという根上がりしているのです。根上がりしてしまいますと製材にはならないのです。それよりも砂原地区のこうしたカラマツの山は非常にいい山というかな。傾斜地のない山ですから、そこに山菜とりの皆さん方が行っているのです。そうしますと、その木は風でもって倒れる危険性が十二分にあるのです。けがされたらどうしますか。そういうこと等も前に言って、切るものは切る、植えていくものは植えていく、そういうことをしないと何にも意味がないのです。森林の役目を務めていただけないのです。

そういう点では、町長はこういうふうにして目を向けておりますから、そういうこと等について町長はやっていくのだなという期待感があります。だけれども、今の返答の中で

はそうしたより具体的なものがありませんでした。より具体的なものは何が出てきたでしょうか。後継者の育成です。後継者の育成というのは簡単に私はいかないと思いますよ、山の場合は。普通の後継者育成とは違うのです。ですから、1問目のより具体的にこういうふうにして町有林を育成していきますと。それに伴うところの後継者の育成をしていかない限りは、これは大変なことだと思います。特に後継者の育成の中、以前は町の直営でもって植林も撫育も管理も全部していたのです。今は違いますものね。撫育、要するに下刈り等についても全部請負ですよね、今。間伐も請負です。そうした中でやるのですから、それは後継者は育てはいかないと、私はそう思っています。ですから、それらのことについて町長の考え方をより具体的に私は出していただきたい、そう思って質問をしているのですが。

それから、もう一つ、一番最後の3問目の問題なのですが、これは町有林の行政、民間、技術屋、こうしたものを一丸にした中でもってどうあるべきなのかということをやると協議会的なものでも結構、委員会的なものでも結構、そうしたものを立ち上げをしてこれからの町有林についてはこうやりましょうと、それにはどこそこの適地は伐採しましょう、その後の植え付けはこの樹種にしましょう、こうしてやりましょうという、そういう協議会的なものを発足させるべきだと私は思っています。これは、全道的にも今は余りないのです。あるのがこの管内にあるのです。福島町です。福島町は、もう先立ってこういうことを立ち上げて管理をしている。ですから、行政だけの考え方ではなくして民間の力をかりた中でもって私はこの町有林というのを守っていくべきだと、育てていくべきだと、このように考えているのです。いかがなものでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時45分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 大変中村議員の非常に専門的なご質問で、さらに具体的にというご質問でございましたけれども、今現在本当の深いところまでをご答弁できる知識、私まだ勉強中でございます。この辺を理解していただきたいと思っております。それと、今後執行方針の中におきましてこういった部分、予算措置も必要になる部分もあるのかもしれませんが。そういった部分で明らかにさせていただきたいと1点目につきましてはお答えさせていただきたいと思っております。

そして、2点目の部分ですけれども、この市場価格、長伐材につきましの市場価格は大変今は低うございます。そういった部分ではこの状況、単価の上がったときになるべく収入が多くなるような、そういう状況も見ながら伐採をして計画的に取り組んでいきたいと、そのように思います。

そして、3点目の部分につきましても先ほど1点目で申し上げたように執行方針の中で今後お話しさせていただきたいと思っております。再質問の答弁には若干不足なのかもしれませんが、少しご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） やりますか。簡略にひとつお願いします。再々質問。

○10番（中村良実君） 3問目なのですが、専門的ではないのですが、ちょっと満足しないのですが、いつかの機会にまたもう一度聞きたいと思えますけれども、ただ町長、この考え方は私は、特に3問目のことについては進めていただきたい。これは、行政で町有林を当然今は管理しているのですが、これだけではうまくいかないのです、今の時代。もっと民間の力をかりるべきだと私は思っているのです。そして、民間の力をかりれば1つの何年にはどこをどうして植林したと、これも何年たったから間伐しないとだめだよと、それからこうすることによって伐期になっていますよと、その伐期になった木をどうするかと、それまで民間と協議をした中에서도って町有林の管理はしなければ、これから私はだめだと思います。それをお願いしておきます。それは是が非でもやっていただきたい。

それから、これから森林というのはすこぶる大事なのです。特に今の原子力問題ありますね、原子力発電所の問題。これがなくなった場合、火力発電がきっと中心になっていこうと思えます。そうしますとCO₂が多くなるのです。それを浄化してくれるのは何ですか。森林なのです、多くは。そういうことを考えますと、民間の力もかりて、この森町4,000ヘクタール、5,000弱あるその山の木を企業に売るということも考えてください。浄化機能、これもやっているところたくさんありますから。特に進んでいるところは上川管内の下川町、ここはもう最初から売っていますから。それから、今年からは道有林も売っています、自分たちの木を。切るのではないですよ、浄化するために売っているのです。そうすれば、町長が言う売電の問題、すこぶる町長はそういう経済的に明るい方ですから、そういうこと等も考えた中에서도って進めていただきたい、そう思えますけれども、できたら答弁をいただきたい。もしできなければ、何かの機会にもう一度聞きますから、そのときでも結構です。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問についてのお答えに若干外れるかもしれませんが、先ほど再質問の際にもお話出ておりました。いろいろ町有林に対して倒木も発生する可能性もあるということでは、管理については非常に重要だと思っております。もちろん立地地盤によっては非常に根が張りづらい、当然最近のような爆裂低気圧等もございまして風の影響で倒れる、そういう風倒木がかなりございます。そういったものも考えれば、この管理については力を入れていかなければならないという認識でおります。そういった部分についての今後取り組みについては十分な時間をかけて検討させていただきたい、そのように思います。

以上です。

○10番（中村良実君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 10番、中村良実君の質問は終わりました。

次に、7、森町におけるコンプライアンスの推進について、議会中継配信システムの導入について、自然エネルギーを活用したまちづくりについて、4番、松田兼宗君の質問を行います。

初めに、森町におけるコンプライアンスの推進についてを行います。

○4番（松田兼宗君） それでは、3点ありますが、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、第1点目に森町におけるコンプライアンスの推進についてということで質問をさせていただきます。森町において過去から現在に至るまで、さまざまな不祥事件が発生しております。町の職員として法令に基づくルール、社会的な規範を遵守することは当然の責務ですが、このような責任や使命を着実に実行していくためには職員一人一人が高い倫理観のもと、常に公正な業務を遂行することが不可欠であります。今日ほど今まで以上に公平、公正な職務遂行、自治体運営の透明性の確保、さらには説明責任が求められていることはありません。町政に対する町民の信頼を回復する意味において、今こそ職員の行動規範（公務員倫理）を確立し、法令遵守（コンプライアンス）を推進する体制を整備しなければならないと考えます。森町のコンプライアンス条例の必要性についてどう考えているのかお聞きしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 松田議員のご質問にお答えいたします。

コンプライアンスという言葉が持つ意味につきましては、単に法令に違反していなければ良いというものではなく、法令の条文のみならず、法の精神を理解した上で遵守するという意味合いが含まれているものと捉えております。さらに、倫理規範や道德規範といった社会規範を遵守することをあわせて公務員倫理というものが確立されると考えております。

さて、公務員の倫理規範に関する法整備につきましては、まず第1に地方公務員法が挙げられますが、地方公務員法の規定だけでは具体性に欠けるところがございます。そこで、森町においては法を補完するため職員の公務員倫理に関する規定を制定し、平成22年4月にこれを施行いたしました。これによりコンプライアンス推進体制が整えられているところであります。今後におきましては、現行規定の奨励を徹底することにより職員一人一人が高い倫理観を持てるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○4番（松田兼宗君） コンプライアンスにつきましては、今説明がありました。私のほうから説明する必要は、あえて必要ないのかなと思います。それで、確かに森町職員の公務員倫理に関する規定ということで流れております。基本的には法令遵守に関する問題、あとコンプライアンスの推進をする意味では今の自治制度なりの中で、今町長の説明であ

りましたように地方自治法において法に違反してその実務をしてはならないとか、あと地方公務員法においては職員がその職務遂行に当たって法令や例規などを遵守すべきと定められております。

そういう中で、実際に自治体行政においてどういう今の体制になっているのかという話になるのですが、監査委員制度あるいは外部監査制度、そして住民監査請求、住民訴訟、議員や首長などの解職請求など住民の発意や第三者機関によってチェックの制度があると言われております。その中で、あえて今回このようなコンプライアンス推進のことにに関して質問をせざるを得ないかという問題なのです。私は、今の現行制度でやっていきますという答弁ですが、それでは不十分だろうと。なぜなら、前町長の中で問題が起きたようにまず現状の法律違反のままにしている状態になっている問題があると。それは農振法、土地問題の絡みなのですが、明らかに前町長は農振法違反の状態であるとはっきり言っています。それを依然として解消される状況にはなっていない、そういう問題。

さらには、つい最近の話です。11月29日の段階におきまして、これは前町長の絡みの広報委員会の絡みの問題で情報開示請求を出した部分のお話です。これについては話を聞いているか、町長が話を受けているかどうかはわかりませんが、それに対するその流れをちょっと説明しますと開示請求を出しているのです。それで不存在という形で返ってきたと。さらにそれに対して、当然情報公開条例の流れからいうと出した人間というのは不服審査の請求を出しています。不服申し立てをしています。さらに、それを出した場合にどうしなければならないかという、情報公開条例審査会においてそれについて審査しなければならないのです。それもやっていない。さらに、これの話というのは12月の段階で出して不存在決定通知が去年の12月です。それがこの11月になって、どういうわけか本人に送付書という形でその当時の問題が出てきている。1年もたっている中でこういう状態のものが出てくるということは、手続条例もあります、森町には。それにのっても、見た場合でも違法状態ではないですかと私は思わざるを得ない。それを新町長になってから、この11月29日の文書を見ているかどうかわかりませんが、それを送付書という形で出した本人に出しているわけです。それも中身的にいきますと、広報委員会で既に当時の佐藤克男町長に出した文書、その開示もされていないのです、その中には、いかに法律の条例にのっとった形でやられていないかというもののあらわれでしかないのだというふうに思うわけです。だから、コンプライアンスを推進しなければ町民の信頼というのは回復しないのです。それは、前の町長にも何度も一般質問の中でも言っていますけれども、土地の問題、土地に関してはこの後堀合議員のほうから質問の予定もありますけれども、それについてはそちらに譲る形になると思います。そちらで詳しくやるのかなとは思いますが、あえて言いませんけれども、詳しくは。そういう違法な状態を放置した状態になっている。これをちゃんとした形に戻さなければならない、それが行政の務めなのだとは私は思うわけです。だから、今言っているような倫理に関する規定、あるいはもっと言えば森の不当要求行為防止に関する要綱とか、それと森町職員服務規程、いろんな規定なり条

例なり要綱があります。それでは足りないのではないですか。だからつくらなければならぬのではないかと言っているわけです。そこで、まず送付したという11月29日の文書を送付しています。それを町長はご存じだったのですか。その説明を受けてそれを送っているのか。

さらに、もう一つ、それを聞きたいということと、この判断をしたというのはどこの部署なのですか。これを見ますと総務課総務係になっています。不開示不存在を決定したのもその部署なのです。そして、今回その文書を出すということ、何カ月もたった後に出すということもその部署で判断している。自分たちが法律ではないのです。あなたたちが法律なわけではないのです。条例にのっとって書いているとおりにしてもらわないと話にならない。先ほどコンプライアンスについて、単なる法律を守ればいいという話ではないと言っていました。そのとおりなのです。だけれども、今私が言っているように法律さえ全然守っていないのではないですかと言っているのです。だからやらなければならない。それぞれの町民の信頼というのはかち得ないのです。その辺を含めて再度答弁をいただきたいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時03分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○総務課長（木村浩二君） 失礼ですが、私のほうから事務的なこともありますので、答弁をさせていただきたいと思います。

松田議員おっしゃるようにコンプライアンス、これについては職員としては当然のことだと私も思っております。先ほどからおっしゃってございました広報委員会の開示、この手続については法令に基づかず事務を進めてきたという経緯は皆さんもご存じかと思えます。ただ、我々担当としましては前町長にこの法令の趣旨をきちんと説明をして、出さなければならないということは再三申し上げてまいりました。しかし、最終的に不服申し立てがあった時点で、もうこれは出さなければならないのだというふうに説明をしても個人的に書類を受け付けてもらえなかったというのが実態でございます。これは、我々職員としてもこういう法令があるのでいけませんと言ってもそこは受け付けてもらえなかったということをご理解いただきたいと思います。そこで、道新の前支局長の申し出があったものですから、その書類が保留になっておりましたので、これは梶谷町長になった時点で整理をしなければならないということで私が連絡を申し上げました。前支局長は、書類さえいただければ今までの手続はどうでもいいと。どうでもいいということは失礼ですが、今までの手続は踏まなくてもいいという回答をもらいましたので、それではコピーの写しを送付しますということで北見のほうに送付させていただいたということでございます。こ

れで杉野支局長のほうも理解をしていただいたというふうに私は思っております。

また、今後のコンプライアンスにつきましては当然服務規程なり、あるいは文書管理規定、それぞれ規定なり条例があるわけです。今後は、これに基づきまして進めていきたいなというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（野村 洋君） 木村総務課長、農振の関係の絡みというのは。

○総務課長（木村浩二君） 失礼しました。農振につきましては、まだ検察庁のほうでこれについては捜査中という連絡が来てございます。これにつきましては、その結果が出て担当課と協議してまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長（野村 洋君） 町長はありますか。いいですか。

（「知っていたかどうか、その11月29日のを」の声あり）

○議長（野村 洋君） 町長がね。

（何事か言う者あり）

○総務課長（木村浩二君） この件につきましては、前町政時代の話で未完になっておりましたので、梶谷町長に私は相談しないで杉野支局長に連絡をとって、その時点で整理をしたということです。梶谷町長には特に報告なり連絡はしてございませんでした。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々。

○4番（松田兼宗君） まず、土地の問題、農振法の絡みの話なのですが、前町長の答弁の中で、9月議会ですよね。9月会議のときの答弁の中で、当事者である会社の社長に2度ばかり会っていると、こう答弁しているのです。だけれども、実際に行っていないのですよね。行った事実がない。本人に直接確認しました。だから、そういうこともある中で、結局当事者にとっては今は捜査中だから何もできないというのではなくて、もうかなりの日数たっているわけです。どうするかもわからない中で当事者である、もっと言えば被害者である当事者に対して何ら動きがない、町として。話に行ってもいいのではないですかという気はするのです。それさえもない。前町長がそこへ行ったということで、ええと思つて、だから不思議に思ったのですが、確認したら行っていないという話、確認しました、私のほうで。だから、そういうこともあるので、その辺も含めて整理していかなければならない問題がいっぱいあるのだと。だから、私は町長に質問ですけれども、今の問題が町長は知らなかったという話なので、そうなってくると、そういう状態なわけですよ、今の森町の置かれている行政が町民にどう思われているかということの問題は。それをあえてこのコンプライアンスを推進するためにコンプライアンス条例なりを整備して考えていかないと、本当に町民の信頼というのは回復できないのだと思えます。例えばそれが今の情報公開条例の問題と土地の問題、それは氷山の一角なのではないですか。まだまだいっぱいそういうコンプライアンスに違反しているような問題が多々あるのではないかと私は思えます。そういうことを受けて、今の話を受けて再度町長にその辺の今後のコンプライアンス推進についてどう考えるかの話をしていただければいいと思えます。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時09分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

松田議員さんおっしゃるように、いろいろなたくさんコンプライアンスに対する条例をつくればつくるほど確かにいいのかもしれませんが、幾らつくられても現状がきちっとなっていないければどうしようもないと私は考えます。そういったことから、現在あるコンプライアンス条例を本当に遵守させながら、今後各担当課等に徹底させて、そして進めていきたいと、そういうふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思えます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森町におけるコンプライアンスの推進についてを終わります。

次に、議会中継配信システムの導入についてを行います。

○4番（松田兼宗君） 2問目に入ります。

議会中継配信システムの導入についてということでお伺いいたします。現在森町議会の議会改革は、議会改革等に関する調査特別委員会において推進されております。通年議会の導入、町民との意見交換会など議会の活性化のために努力しているところであります。そして、今後さらなる町民に開かれた議会を目指す上で今重要な課題は何かを十分に町民に知っていただき、より一層町政における論点、争点に関する議論が広く公開され、住民に政策決定過程の共有、理解されることが期待されることから議会ライブ中継や議会録画中継配信が必要であると考えるところです。町長のお考えをお伺いいたしたいと思えます。

○町長（梶谷恵造君） 松田議員のご質問にお答えいたします。

議会中継の配信の目的といたしましては、議会からの情報発信、情報公開を積極的に行うため議会の審議をインターネットなどを通じて中継をし、議会審議をいつでもどこでも町民の方が視聴できる場所にあります。現在北海道内で議会中継を行っている自治体の数は道議会、札幌市を初め約20団体あり、増加の傾向にあると思えます。渡島管内においても福島町が平成21年11月から中継を始めたとお伺っております。今後町といたしましては、議会と十分に協議した上で議会中継配信システムの導入の是非を検討してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（松田兼宗君） 想像していた答弁でありまして、あたかも議会のほうの話で町行政サイドは全く関係ないみたいな話の答弁だというふうに私は印象を持ってお聞きしました。そういう答えしか返ってこないのかなというふうに思っていました。

実はこの効果、議会の中継というのは議会なり議員の方々のやっている活動を町民に知らしめるというのは確かにそのとおりなのですが、それ以上にここにいらっしゃる理事者側の答弁をしている課長の皆さん、その人たちも含めてのどうやっているかの話なのです。ということは、議会の話ではないのです。行政がどう動いているのですかということ、そして議員の人たちとどういう話をしていて、どういう答弁をしているのか、それを町民に見てもらふこともあるのです。だから、議会だけの問題ではない。以前に……申しわけない。前の町長の話になってしまうのですが、前町長はそっちのほうに先にやるべきだと。本当は今年度、24年度で議会の中継をやるべきだというふうに話をすべきだというふうにおっしゃっていましたが、だけれども、それは言ったのですけれども、予算には反映されていません。私は、今回議会のほうの議会改革特別委員会の中ではまだその辺の……いずれその話題がのっかってくる予定になるのですが、さらに第1次の総合振興計画の中でその議会の配信システムに関しては26年度からの予算だというふうに聞いています。その以前に、本当は今年度上げるのではないかという話もありました。だけれども、計画の上でのっかっているから26年度まで待とうという話も内々というか、議員の仲間の中では話をしてきた中でこのことです。そういうことからすれば、確かに今……議会だけの問題だというふうに言われても仕方ない部分があるのですが、だからその辺も踏まえて皆さん方がどう評価というか、このテレビ中継を見ることによって議員も評価されます。あなた方、ここにいらっしゃる理事者の人たちも全部評価されることになるのです。それをやらなければ開かれたものにならないのではないのですかと私は思っています。それで、それも含めて、できれば前町長は24年度、今年度に本当は予算を上げるとかという話は言っていたのですけれども、予定では26年だと。ただ、今来年の3月にかけて新しい予算を組んでいくわけですから、それも考慮して25年度、来年度の予算の中にこの議会配信システムの中継のシステムを予算化できないものなのかということを確認したいと思っておりますので、その辺よろしく願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

何か答弁を勘違いされているのかと思っていました。議会と十分に協議した上でということは、議会とやることに対して協議をするということです。前向きなお話と捉えていただきたい。それをこれからお話し合いをしていきたいと思います、そういうことでございます。そういったもので最終的には、当初26年度導入する計画であったということですが、これが最終的に予算、それからいろいろ安い配信システムもあるようでございますので、そういったものが議員の皆さん方と私と町長部局との間で協議が調ったときには、なるべく早目に導入していくということで、執行方針の中にもそういった部分を書き込んでまいりたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） いいね。

○4番（松田兼宗君） はい。

○議長（野村 洋君） 議会中継配信システムの導入についてを終わります。

次に、自然エネルギーを活用したまちづくりについてを行います。

○4番（松田兼宗君） それでは、3問目の質問をさせていただきます。

自然エネルギーを活用したまちづくりについてということで質問させていただきます。広報もりまち11月号の町長就任の挨拶において、自然エネルギーを活用したまちづくり、脱原子力発電を目標に水力、風力、太陽光などを活用し、売電事業などに取り組みますと、重点的な政策として挙げています。以下、3点にわたってお聞きします。

まず、1つ目に脱原子力発電を目標にということは、大間原発の建設あるいは泊原発の再稼働に反対する立場をとるとということなののでしょうか。

2つ目に、第1次森町総合開発振興計画における地域新エネルギーの導入を推進するということの整合性をどうするのか。

とりわけ3つ目に、森町がこの売電事業の事業主体になるということなのかをお聞きしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 松田議員のご質問にお答えいたします。

1点目についてでございますが、3.11福島第一原発の事故は国全体を揺るがし、原子力発電の安全性は確保できていない状況であります。そのようなことから再稼働、建設は容認できないものであり、反対の立場をとってまいります。

2点目についてですが、第1次森町総合開発振興計画基本構想、第5章5-5にあるとおり地域新エネルギー利用促進に向け、調査研究を進めてまいります。

3点目についてであります。次年度以降森町における有効な再生可能エネルギーの発掘に取り組み、調査検証のもと売電事業の創出に取り組んでまいります。事業主体につきましては、今後の展開により最も有利な方策を検討いたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ございますか。

○4番（松田兼宗君） 総合開発振興計画の中に書いているのは、何年かちょっと年数は忘れちゃったけれども、前の話なので、去年の3.11前の計画の中で書いているわけですから、当然といえば当然だと思うのですけれども、この中において水力の部分というのは森町には書いていないのです、ここの中には。そこが疑問で、そういうことも去年の3.11以降を受けて水力というのは当然後につくれば入ってくるのかもしれないのですけれども、どうも私が思うところ、水力のイメージというのは資源として認識していなかったからなのだというふうに私は思うわけです。それで、水力といった場合にこの森町において、どういうイメージで捉えているのかというのがよくわからない。森町においては、大小幾つか河川はありますけれども、それらの鳥崎川、尾白内川はある程度規模の大きい川だと思って認識していると思うのですけれども、それを使うにしても例えば水利権の問題とか北電が持っていますから、そういうことからしても対象にはしなかったのではないかと私は思うわけです。だから、あえてこれをやるという場合に、今後3.11以降の国の方針が変わって

いるという話もあります。その中で、ただ整合性がとれなくなるのではないかと思いますし、その辺をどうお考えになるのかということをお聞きしたいと。

それと、最初の1問目に関してですけれども、大間原発に反対していくということをおっしゃいました。それは、確かに言うのはいいのですけれども、ただ国のほうとしては着工というか建設を再開しましたよね。そういう中で、では実際その反対の立場を実現するにはどうしたらいいのかという問題があるのです。函館市は一生懸命国に行って直談判したり、何かいろいろやっています。そういう部分の運動としてやらなければ、それは実現できないだろうと私は思うわけです。ちなみに、国のほうはどう言っているかという、道南の一部の自治体が騒いでいるだけで全道的な話にはなっていないと。全道の意味としてないのだというふうな国は捉え方をしているわけです。だから、それを考えた場合に運動としてこれを反対していかなければ実現できないというふうに私は思います。その2点、再質問したいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時23分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

まず、1点目の自然エネルギーの部分でございましてけれども、第1次森町総合開発振興計画基本構想の先ほども申し上げました、45ページになります、第5章の5-5に、全部読みますか。環境に優しいまちづくりに向けて太陽光、太陽熱利用や風力発電、温泉、地熱利用、木炭などのバイオマスエネルギー、小規模水力発電などの地域新エネルギーの調査研究と利用促進を図りますと、このように明記されております。

また、もう一点の原発に対する行動と申しますか、反対に対する行動と申しますか、それにつきましてはやっぱり国政に委ねるしかないと思います。私どもは今月の16日の国政衆議院選挙、そういったものも含めて国が当然2030年には原発をゼロにすると言って、今現在の民主党政権が決めたことでありましようけれども、これをきちんと実現させていくには、新しくつくるといのはもちろん整合性に欠ける部分だと思っております。そういったことで函館市だけの話ではなく、みんなやはり連携をとりながら、いろいろな今活断層の問題で今後廃炉になる、そういった部分も地域もあるようですから、そういったところも含めて国全体の方針と思って向かっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○4番（松田兼宗君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 以上で4番、松田兼宗君の質問は終わりました。

それで、10分ほど休憩しますけれども、議員の皆さんは控室のほうにお集まりを願いたいと思います。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時36分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、8、町有地売却等について、原発、防災について、9番、堀合哲哉君の質問を行います。

初めに、町有地売却等についてを行います。

○9番（堀合哲哉君） 定例会において新町長に初めて質問をさせていただきたいと思えます。お疲れのところだと思えますが、よろしく願いをいたします。

では、1問目、町有地売却等についてでございます。森町議会は、尾白内地区の町有地売却に関して疑惑があり、その真相究明のため昨年12月会議において調査特別委員会を設置いたしました。今年3月会議において6回開催した委員会の調査報告書として調査内容と再発防止を提言し、議決をしております。また、売却を認めた公文書も紛失し、いまだ真相究明されていない状況でもあります。以下、町長にお伺いしたいと思います。

1点目です。尾白内1013の2の土地の売却を白紙に戻し、買い主に分筆させた土地を合筆することを求めましたが、この間の経過についてお伺いしたいと思います。

2点目、町有地売却について責任をとると公式発言をしていた前町長への町役場サイドの対応についてお伺いしたいと思います。また、公文書紛失についての今後の町の対応についてもあわせてお伺いしたいと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 堀合議員さんのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、町有地売り払いに関する調査特別委員会より今年3月に調査報告書を受けて、前町長は判断は司法に委ねるとして前副町長を公文書偽造等で森警察署へ告発をいたしました。その後、調査が開始されましたが、前町長は独自に調査をするなど関係者からいろいろ話を聞いて当時の関係職員に疑惑を持ち始めたところです。最終的には、前副町長と当時の関係職員が結託して不正に町有地を売買したと結論づけた調査結果書を議員各位にも配付したと警察では現在も捜査中であると、このようなことから買い主と直接接触ができない状況が現在も続いております。調査結果につきましては、司法の判断が示されていない状況でありますので、今後の結果を踏まえて適切な対応をしていきたいと考えております。

2点目についてですが、この町有地売却問題について前町長はみずからの責任については司法の判断をもって責任をとりたい旨を申し出ていたようですが、これは町長選挙において再選された上での対応だったと推察をしております。現在は公職選挙法違反の疑いで去

る12月6日起訴されました。私といたしましては選挙の結果も踏まえ、前町長の責任を遡及することまでは今のところ考えておりません。

また、公文書の紛失問題については、この町有地売却に係る問題と並行し、捜査の対象となっております。町としましても被害届の提出が可能であるか、顧問弁護士にも相談してきておりますが、紛失にかかわる証拠が不十分なため届け出は難しいとの見解を受け、町として被害届の提出は見合わせたいと考えております。いずれにしましても、このようなことが発生したことについては残念であり、再発防止に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ございますか。

○9番（堀合哲哉君） 今梶谷町長のほうからいろいろ答弁いただきました。特別委員会を設置しまして、今年3月、この本会議場で特別委員会が町に対してこういう方向でやっていただきたいという旨の報告をしました。そのうちの一つがいわゆる買い主にしっかりお話をして、これは法律的には多分善意の第三者でございますから、売った土地を町が買い戻すというのは非常に不可能に近いと私は個人的には思います。そこも含めて町がまず対応しなさいという報告書をつくったわけです、我々は。ですから、梶谷町長はこの件については一切かわりないので、以後その経過も含めるならば総務課長でも関係者で結構だと思うのですが、佐藤町長が職員が最初から不法ということを知りながらこういうことをやったのではないのかと、職員が悪いと、名指しで名前を挙げられた。それも私のところへその文書が届いております。それは、その部分について警察のほうへ持っていかれたのか、検察のほうへ持っていかれたのかちょっと私はわからない。でも、それは司法の手での調査であって、行政がこの部分で対応するのは決して不可能なことではないというのが私の認識なのです。ですから、この点についてもきちっと対応していただきたいかったなど。多分できなかったのは、佐藤町長自身が買い主とは対応するなど、こういう委員会で報告したものについてもこれはその当時役場サイドとして認めるわけにはいかないという態度をおとりになっているから今までずっと流れてきたのかなと、私流にはそういう感じをいたしました。

それで、ぜひこの点、報告で述べております。処理の結果については議会に報告をいただきたいと。ですから、報告がないのだから、結果は出ていないのだなというふうに私は思っておりましたけれども、ぜひこの問題をけじめつけるには、分筆したものについてはぜひ合筆していただきたいと。それは相手側に話をして、かかった費用は当然お返ししなければならぬ。でも、かかった費用というのは当時の我々の調査の中では町が責任を持ってそれをやるのか、そうではなくて前町長と前副町長が責任を持ってこのお金については支払いをしていただくというぐらいな姿勢をぜひ梶谷町長にはお持ちいただきたいというふうに思っております。ですから、今後司法そのものが障害になっているのかちょっと私はわからないのだけれども、ぜひこの方向をやっていただきたいと。そうすることによって、この件は決着がつかせようと思っておりますので、ぜひお願いを申し上げたい

と思います。

それから、梶谷町長が前町長の責任を遡及するということまでは考えていないというお話をちょっとされた。それは、再選された場合のことであるというのをちょっとつけ加えていただきましたけれども、実は佐藤前町長は自分が町長であっても町長でなくてもちゃんと責任を果たしますと。これ本会議場で何度も言っているのです。言っているのですから、私は町としてやるか、あるいは議会としてやるかはちょっと今これからの問題だと思うのですが、そのように町民に対して責任問題を述べていた人にやはり責任をとっていただきたいというのがこれは当たり前の話だろうというふうに思います。その結果が責任とるかからないかはわかりませんよ。でも、姿勢としてはそういう姿勢で行政も議会もそういう姿勢を保っていくというのが私は基本だろうというふうに思っておりますので、ぜひその辺については梶谷町長にもご一考いただきたいというふうに思っております。

それから、公文書紛失については、これは今回の公職選挙法違反で逮捕された、その部分での捜査対象にもなっているというお話もちょっと耳にしておりますので、この部分については先ほど町長がおっしゃられた部分では、今のところこれについて再質問する気持ちはございません。

あと2点について、もう一度ひとつ町の姿勢、それを示すには非常に大事な問題だというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○総務課長（木村浩二君） お答えいたします。

特別委員会から調査報告書をいただいて、その後の対応についてということでございました。私たち事務方としては、この調査報告書を一読しまして、このとおりに進めたかったという気持ちは持っておりました。なぜできなかったということは、堀合議員おっしゃってくださったとおりでございます。その辺は、ご推察いただきたいと思います。

また、この報告書の中にありますいろいろ農地法、先ほど松田議員からも指摘がありました農振の扱いなどもいろいろ書いてございますが、この辺についてはこの内容のとおり解決策を担当部局に委ねるということで準備を進めるようにしていきたいというふうに思っております。

また、購入された方との面会についても今まで会えなかった理由があったということでございます。これについては、今司法の判断がまだ出ておりません。この判断を持ちましてどういう接触ができるのかということが大変重要になってくるかなと思っております。この期間、何度か会えればよかったのですが、会えない期間が長く続いている中で司法の判断も出ていないということであれば、これはまたちょっと話もややこしくなるのかなというふうに思いますので、ここはもう少し、その司法の判断がいつになるかわからないのですが、その結果によっては接触方がかなり違ってくるのかなというふうに思っております。

また、土地の売買の白紙についてでございますが、これについては議員おっしゃるよう
に弁護士とも相談した結果、これはできないというふうな見解を受けております。これに

ついては、無理に町のほうからそういう話をしても逆に町が今度不利な立場になるという可能性もありますので、この辺は弁護士の見解どおりに進めていきたいという考えを持ってございます。

また、合筆につきましては、土地の分筆がありました。この分筆の測量代金については、当然買い主の方とお話を進めるという考え方を持ってございます。さらに、合筆につきましては、残った土地についてはもう売買は白紙に戻すということで本会議でも明言してございます。ですから、購入された方との話し合いも必要かと思えます。後々売するという意味ではないです。今後あの土地をどう利活用していくのかということも含めまして、合筆については少し時間をかけて検討したいなと思ってございます。というのは、今の現状のままでも例えばあそこを全部将来的に誰かに売るという形でも問題はないというふうに考えてございます。わざわざ1枚の土地にすると、今きちんと区画されているものがもとに戻って逆に使いづらくなる可能性もあるということは考えておりますので、その辺は将来的な利活用も含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、2点目も私でよろしいですか。2点目は……

(「町長に」の声あり)

○総務課長(木村浩二君) 町長ですね。

以上でございます。

○町長(梶谷恵造君) 2点目についてお答えをいたしたいと思えます。

前町長は町長でなくてもそういう責任をとると申しておったということでございますけれども、正直職員は非常にうんざりしております。そういった部分では、私はこれを遡及することなくして早くに職員には明るい職場をつくっていききたいということから、先ほど申し上げましたとおり遡及をしないということで進めさせていただきたいと思えます。ご理解をお願いいたします。

○議長(野村 洋君) 堀合議員、再々質問は。

(「なし」の声あり)

○議長(野村 洋君) 誰ですか、なしと言ったの。あるのですか。

再々ございますか、土地の関係で。いいですか。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 再々ですか。

○9番(堀合哲哉君) 町長のお気持ちもわからないわけではないのですけれども、逆に職員の笑顔が見れるのは、ちゃんと責任とってもらおうというほうが職員は明るくなりますよ。全く逆でないかなと私は思って、そのほうが今までの不満がそこで解消されるといういいですか、そういう状況下にこの4年間あったのだろうかと、私は逆にそう見ております。あえてこれについては答弁は要りませんが、そういうことも含めながらぜひご検討いただきたいなということでございます。

ぜひこういう問題というのは、やっぱり一日も早く処理していただきたいと。どうも私

どもがわからないというのは、佐藤町長が増田副町長を訴えたのは有印公文書偽造違反なのです。有印公文書偽造違反と土地問題は即ではないのです。土地も入るのだけれども、その他も入る。ですから、どうも司法の調査というのが相当広がりを見せているということだと私は理解しますけれども、何かもっと行政サイドで十分やっていけることあるのではないのかなと私なんかは思っているもので、やはり行政と司法との区分けとといいますか、その辺されたほうがいいのかと。何かそれとも口どめされているのか、ちょっとわからないのですけれども、司法のほうからこれ以上のことはやらないでくださいということを言われているものなのか、言われていないものなのか、その辺総務課長どうでしょう。

○総務課長（木村浩二君） お答えいたします。

余りこの問題に関しては、聞きたくもないし、言いたくもないという心境でございます。先ほど松田議員の質問を聞いて、またさらに愕然としたところでございます、私どもは。またうそをつかれていたかということでございます、そういうこともいろいろありました。早く終わっていただきたいということが本音でございます。ということで、司法のほうからは特に制限はかかってございません。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 町有地売却等についてを終わります。

次に、原発、防災についてを行います。

○9番（堀合哲哉君） では、2問目の原発、防災について町長にご質問します。

昨年3月11日に発生した大震災により多くの貴重な命が奪われ、さらにこの地震による福島原発の重大事故で放射能汚染が広がり、その原因究明や対応すらも現段階でもできていないというのが今の状況でございます。この震災から多くのことを我々は学びましたが、特に人命を危険に陥れる原発の恐ろしさを目の当たりにして、原発廃止が国民世論と今はなっております。真に命を守る行政のあり方が問われる、そういう課題も提起をされたと思います。以下、お伺いしたいと思います。

1点目、原発の即時廃止を望む国民の声は圧倒的に多数であります、町長の原発についての見解をお伺いしたいと思います。

2点目、当町において噴火や津波等が発生すると公的機関だけの対応しか現在は望めません。日ごろから防災意識の向上が不可欠であり、防災士の育成を進めるお考えがないのかお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○町長（梶谷恵造君） 堀合議員のご質問にお答えいたします。

1点目についてでございますが、松田議員の質問にもお答えいたしましたが、原発の安全性は確保できず、周辺住民の不安や産業等へ多大な影響を与え、次世代へリスクを背負わせるものであります。以上のようなことから、私は脱原発を提唱してまいります。

2点目についてですが、防災士の資格取得は防災に関する幅広い知識と経験が求められます。町としましては、各町内会に自主防災の組織づくりをお願いしながら、北海道が行

っている防災マスター制度を活用し、地域リーダーの育成を図るとともに、日ごろから町内会等の方々に防災意識を持つよう取り組みを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○9番（堀合哲哉君） 脱原発ということでお話をいただきました。これ私の原発というのは、この質問は大問と泊だけではございません。全国にはたくさんの原発がありますので、それを含めてお答えをいただけたというふうに思います。脱原発ですから、町長は何年後を想定しているのかなと聞きたいところですが、それは聞きません。ただ、私としては原発をなくする、廃止するというのは、これは即時廃止でない又何十年後廃止にしますよというのは大体政治の世界では当てにならない。ですから、即時廃止をしたって、それを処理するまでの期間を考えますと圧倒的な年月が必要になる。今廃止すればそれで済むという話ではないのです。ですから、そういう期間を入れますと相当年数かかりますので、今福島原発を本当にテレビ等で見た場合ひどい状況、今なお16万人の方が自分の土地にも家にも戻れない状況が続いていると。ぜひ原発に頼らない自然エネルギーを今後開発していく。これは雇用促進にもつながります。ですから、こういう危険な発電方法をやめると、命が一番の大切な部分でございますので、そういう点を含めて町長お答えいただけたと思うのですが、脱原発、即時廃止、これをぜひ声に出して森町の町長はそういう考えであると、行政としてもそういう方向で臨みたいと。ですから、梶谷町長の水力発電の考え方があるのではないかと私は思っておりますので、ぜひその方向で力を出していただきたい。

松田議員もおっしゃっていたのですが、各自治体が個々にというのは、こういう声を出すというのは非常に私としては力になると思います。ただ、運動体としてどうなのかというお話もされたようでございますが、できれば北海道が最低まとまるというのも一つの大きな力になるのだろうなと私は思っております。ぜひ町村会等ございます。あるいは、個々でいけば渡島管内の町長の会議も持たれると思いますので、ぜひ首長さんたち、そういう見解でまとまっていたら、それを一つの力として全道に広げ、それが全国に広がればこれは大変いいことでございます。ぜひそういう点で町長の立場を使って宣伝もし、やっていただきたいというふうに思っております。

それから、防災士のお話をちょっとされたのですが、実は今防災士の資格を持っているのは町内に4名というふうに私は聞いております。その中で、消防関係者がほとんどなのですが、それで消防を退かれた方もいらっしゃいますし、女性消防団の中にもいらっしゃるというお話も聞いております。ぜひこれに取り組む場合、町内会ということをお話しされて、できれば町内会ごとにこの防災士、今お話しされました防災マスターという、そういう部分でぜひこの方たちといいますか、そういう人材をまず育成していただいて、この方たちにぜひ町と協力しながら、やっぱり防災意識の向上に努めていただきたい。実は、これは避難のときに非常に有効かと私は思っております。全てが行政任せではなくて、その土地、土地で非常に避難場所もいろいろ計画の中には盛られていますけれども、もっと

身近で、あるいは避難経路の問題を含めまして非常に大切な役割を果たすだろうと。ですから、この養成については町内会に丸投げではなくて、行政が責任を持って養成していただくというふうなことをしていただきたい。そのためには予算もかかると思います。でも、その予算は町民の命を大切にすれば、そんなに大きなお金はかかるわけではございません。新年度からの取り組みとして、ぜひ実現をさせていただきたいなというふうに思います。その点を含めて再度ご答弁をいただきたいと思いますけれども、初めて町長になられた……以前ありますけれども、最初は緊張していると思いますので、詳しい課長いらっしゃれば、そういう内容的な説明になれば課長答弁でも結構でございますので、よろしくお願いをいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えをいたします。

非常に私も機械的な部分では多少深い知識ではございませんが、原子力についていろいろと勉強はしてございます。そういう中で、一旦やっぱり福島の原子力発電のように暴走し出したらもう本当に手がつけられない、人間の力では抑え切れないのが原子力発電です。これは、過去をさかのぼればアメリカのスリーマイル島やチェルノブイリのメルトダウン、そういった部分では皆さんも非常に遠いところだったはずで。ところが、昨年3月11日には身近で起こった。しかも、その風評被害たるや森町も当然日本の魚ということで一くりにされては水産関係等には非常に大きな影響が出ました。そういったことから、今後は即時原発ゼロと本当に口で言いたい部分はございますけれども、やはりそれをとめるための手だても必要かと思えます。そういった観点から、今後は脱原発を提唱して、近隣の市長さん方の中には温度差も多少ございます。ただし、気持ちの上では市民を守る、町民を守るというのは一緒でございますので、一応声がけをしながらこれから運動を続けていきたいなと、そのように思います。

さらにまた、もう一点の防災士についてでございますけれども、当然役場から避難指示が出されるよりもとにかく現場がいかに早く動くか、これがやはり命を守るための第一の行動だと、そのように認識をしております。もちろん消防署でも、それから町内の消防団でもいろいろな取り組み、それから気構え、心構え、そして弱者救済しなければならない方々がどこにいて、つぶさに勉強はしておるものの、いざとなったときにはすぐ近くにいる方々がやっぱりそれに対応しなければ、まず命を守ることができないと、そのように認識をしているところです。これからは、その目を少しずつ地域全体、町内全域に広げていながらこの防災意識を高め、防災士としてでなくても自主避難、防災に関するそういう意識を高めていって災害に強いまちづくりと、町が丈夫ということではなく命を守るまちづくりを進めていきたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々ございますか。

○9番（堀合哲哉君） ございません。

○議長（野村 洋君） 以上で9番、堀合哲哉君の質問は終わりました。

次に、9、限界集落について、3番、宮本秀逸君の質問を行います。

○3番（宮本秀逸君） 限界集落についてでございます。限界集落の問題が報道されるようになって久しくなります。当町においても三岱地区のように無人化しつつある地域も出てまいりました。少子高齢化の問題は地域を問わず、さまざまな課題を提起してきました。1次産業における後継者難もまたしかりです。特効薬は期待できませんが、考え得る対策が必要と考えます。限界集落の問題をどのように考えておられるか伺います。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 宮本議員さんのご質問にお答えいたします。

集落の65歳以上の人口比が50%以上を占め、地域を維持するための社会的な共同活動が困難となった集落を限界集落と称しています。正直なところ、限界集落を存続集落へ再生することは非常に難しく、現在の社会情勢から議員のおっしゃるとおり特効薬は期待できないものと理解しております。しかしながら、農山村が持つ機能、環境保全維持のため山林、田畑を守ることは社会的に重要な役割であります。とりわけ三岱地区は定義上で言う限界集落に該当しますが、農業的観点から考慮した場合、遊休農業地もなく農用地の集積という面から農地保全が確保されている状況でございます。町内会活動においては、住み良い生活環境の推進と福祉の向上を目的に活動を進めているところではありますが、過疎化と高齢化による地域活動が思うようにできない町内会、地域があると聞いております。今後地域を維持するための共同生活が困難となった集落、町内会においては隣接する町内会との交流を進めるなどの方策も含めて考え、地域住民のコミュニケーションによる生活改善を図ってまいりたいと考えております。また、行政においては地域の実態に合った施策、環境対策を十分検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○3番（宮本秀逸君） 早くやめろという後ろの目線を感じますけれども、せっかくでございますから、もうちょっとお聞きしたいと思えます。

大変失礼ですけれども、急ごしらの質問でちょっと文章的にすごく雑で答弁もしにくかったらと思いますけれども、そこら辺はご容赦願いたいと思えますが、三岱地区に行かれたことございますか。ご案内の状況になっているのです。先ほど町長から答弁がありました内容につきましては、全くそういうことが考えられるだろうとは思いますが、現実を見ていきますと、例えば誰もいないところにああやって農地が保全されているとおっしゃいましたけれども、そこに今度は通い作として入っていくのです。通い作をします、当然ながら。そうしたときに、十分その機能が発揮されるかどうかという問題が出てくるのです。今年は天候が悪かったせいもありますけれども、いまだ馬鈴薯が掘れていない状況の畑というのも結構あると伺ったのです。もうだから、来年の春掘るか投げるかしかないと思うのですけれども、通い作ってどうしてもそうになってしまうのです。そこに人が存在しないので、やってしまうと。これは、もう森町に限らず全道的な課題だと思えますし、

それがひいてはやがて耕作放棄地につながったり、さまざまな問題になってこようかと思うのです。

この過疎と高齢化の問題につきましては、これは一つの問題でありましょうけれども、実にさまざまなことがあると思うのです。先ほど話題になりました統計書と総合計画の表、表紙を見ましても総合計画にはみんなでつくろう海と緑の理想郷と、こうなっているのですが、なかなか現実にはその理想郷を達成するのが難しい状況がこれからずっと続いていくと私は思っているのです。今申し上げましたように、人が通って何か仕事をするというのは非常に難しいことなのです。そして、1次産業が大事だとか食産業が大事だとか、これを発展させなければならないというような話というのは、これはもう政治に携わっている人だったら誰しもが言うことなのですけれども、現実にはなかなか難しいというのが常にこれはもうこれからもずっとつきまといっていく問題だと思います。そういった意味で、ここで町長にすばらしい答えをお聞きしようという気持ちは全くございませんけれども、これから中長期的に考えていただいて、近い将来では3月の施政方針の発表というようなことになるのでしょうかけれども、本当にこういった問題を行政で取り上げていただきたいと、こんなふうに思うのです。今までですと、こういった問題はなかなかどうにもならないだろうという形できたような感じが私はするのです。今農業に私は実際に携わっておりまして、そういったことはひしひしと感じるのです。それは難しい問題であると同時に、やっぱり行政がなかなか取り組んでこれなかったということがそこにあるのではないかと思うのです。取り組んだとしてもやっぱり人はかわっていきますし、町の情勢も変わっていくわけですから、なかなかうまく施策ができ得ない、特効薬が出てこないということになるのではなからうかと私自身も思っておるわけなのです。そういったこともひっくるめてこれからそういったところを大事にしていきたいと、こんなふうに思います。

森町統計書というのがありますけれども、これをちょっと見てみましたら、1人世帯が2,000世帯くらいになっているのです。1人世帯というのが2,000世帯になっていました。その中には、恐らく若い方の1人世帯もありましょうし、中年の方も、それから高齢者の方もいらっしゃるでしょうし、独居の方がそれだけいらっしゃるということでございますから、それは当然いい方向には、増えていく方向にはなかなかないのかなと。これからは、やっぱり森町は人口減がしばらくはこのまんまの状態が続いていくであろうというようなことを察しますと、やはりこの高齢化、過疎に関する問題、限界集落に関しては増えていくことはない、こんなふうに思います。実際に新はこだて農協が合併しましたけれども、10年間でちょうど半数になりました。農家数が半数になりました。4,000戸から2,000戸になりました。それがやっぱりどこでも進んでいくと。そういったことをひっくるめまして、これからの対策、近い将来、先ほど3月の執行方針と言いましたけれども、それに向かったの決意をちょっと伺いたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えをいたします。

三岱地区に関しまして若干申し上げさせていただきますと、やはり農地が多いです。と

ということで、今現在農家そのものが本当に採算ベースに乗って生活できているかということ、必ずしもそうではない農家の方々も多いということから、やはりなかなか地元ではそういう限界集落を救う方策というのが大変なのかなと、そのように思っております。さらにまた、農業政策として恐らく農家戸数を減らすための取り組みが途中でなされたような、そういう話も私は伺っておりました。規模を大きくしなければ、これからの農家さん方は生きていけないと、それから農業生産法人化すると、そういった部分で個人の農家さんが減ったような、そういうお話も伺っております。ですけれども、これからの新しく来年度の行政執行方針の中にもいろいろと具体的なものを書く予定ではおりますが、そういった部分では全体的なそういう隅々までの理想郷をつくる、それは大変難しいことではありますが、取り組みとしてはいろんな取り組みを含めてチャレンジしていきたいと、そういうふうに考えております。なるだけ若い方々にこの森町に対して定住化していただきたいと、そういった思いも込めながら執行方針に取り組んでいきたいと、そういうふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○3番（宮本秀逸君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 3番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

◎議事日程の変更

○議長（野村 洋君） お諮りします。

議会終了後、教育委員会の会議が予定されておりますが、ただいまの進行状況では本日に同意案件を終了することが困難と判断されます。

この際、日程の順序を変更し、日程第18から日程第20を先議いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第18から日程第20を議題といたします。

したがって、本日の日程第5から第17まで、あわせて日程第21から第29までは、あす12日午後1時半からの日程といたします。

◎日程第18 同意第1号

○議長（野村 洋君） 日程第18、同意第1号 副町長の選任について同意を求める件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時23分

○議長（野村 洋君） 休憩前を解いて会議を再開いたします。

本件について提出者の説明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） ただいま議題となりました同意第1号 副町長の選任についてご説明申し上げます。

平成23年11月30日より欠員となっておりました副町長を選任するに当たり、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

本件につきましては、片野滋氏を選任したいと思います。同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー10を提出しておりますので、詳細については省略させていただきますが、森町へ奉職後、数多くの役職を歴任されており、各分野にわたり行政経験が豊富で、今後の重責の一端を担っていただくのに適任であると思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから同意第1号に対する質疑を行います。

○3番（宮本秀逸君） まず1つ、資料ですけれども、23年3月でよろしいですか、退職は。

○総務課長（木村浩二君） 大変失礼いたしました。24年の3月に訂正をしていただきたいと思ひます。失礼いたしました。

○3番（宮本秀逸君） 片野さんにつきましては、この間までといひますか、3月まで在職されたので、ほとんどの方が十分承知されておるはずですし、私も個人的にも立派な方だとは本当に常々思っておりました。この人選されるに当たりまして、現職の職員の中から採用しようというお考えはありましたか、ありませんでしたか、それだけお聞かせください。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

当初現職の現在の係長以上の職員の中から選出をしようとして検討してまいりました。ところが、そういう現場の管理職を1人動かしますと数名の異動が必要になってまいります。それと、今現在は次年度に向けた予算組み、いろいろと等々取り組みが煩雑な時期でもございますので、少し枠を広げて若干選出を、最終的に決めたというふうにご報告をいたしたいと思ひます。

以上です。

○3番（宮本秀逸君） わかりました。勝手な私の推測ですけれども、例えば職員の現職の方から推薦していくというようなことがあり得ると昇格でございますので、当然職員の方のモチベーションも上がるのかなと、そんな感じが実はした経緯もござひます。それに当然人件費がついてくるわけでございますので、人のよしあしとはまた別にそんな考慮が

なされなかったのかなと、こんな気がいたしますが、もう一回お願いします。

○議長（野村 洋君） 町長、意味わかりましたか。

○町長（梶谷恵造君） 最後が。

○議長（野村 洋君） 最後のところ。宮本秀逸君、最後のところをもう一度、聞き取れなかったみたいですので。

○3番（宮本秀逸君） 人選につきまして、経過につきまして先ほど町長のお話はわかりましたけれども、そういった職員さんの、先ほどどなたかの話の中で職員さんの士気を上げることが大事だというお話がございました。そういったことも推測、私の推測ですけれども、こういった昇格があればそういったこともだんだん出てくるのかなと、こんな感じがしておりますので、そこら辺の考慮はなされなかったのかなということをお聞きしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

当初そのように申し上げておいたのは事実でございます。よって、いろいろと考慮した結果は管理職会議等でも職員の皆さん方にお話しさせていただきました。状況を見ますと、特別がっかりしたわけではないというお話ではないと思いますけれども、みんなやはり公平に扱いながら、お話をしながら、今現在業務の執行に取り組んでおりますけれども、そういった部分では皆さん前向きでございますので、このようなたまたま特別職に選ばれなかったからといってモチベーションが下がるような職員は存在しないと、そのように認識をしております。

以上です。

○7番（西村 豊君） 副町長の案件なのですが、きのう、昨夜砂原の青年部のほうとちょっと遅くまで話をしまして、この副町長の案件の件が出てきました。前佐藤町長のときは、職員の再雇用は毎年のように再雇用をお願いするということで出ていました。ほとんどが採用されない、議員からだめだと、若い者を採用したらいいのではないのかと、やる気のある者を選んでほしいということで前町長のときは採用されませんでした。それが今新町長になってこれがどうなったのだろうと、そういう話があったのに今回は直前の退職者ではないのかもしれませんが、ただいまの副町長にしましても今年の春です。春の定年退職ということになります。ですから、再雇用の対象になるのではないかと、いわゆる前町長が議会で否決をされております。その都度否決なのです。ですから、町長がかわったからそういうことになったのかということで若い人方は心配されております。その辺詳しくできれば聞いて、砂原の青年部の方々にもまた話をする場を持つということになっていきますので、詳しく教えてください。それがどうしてだめだったのか、どうしてこういうふうになったのかをお尋ねいたします。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時31分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

いろいろと考慮を、今回の片野滋氏に対しまして私はもともと3月まで職場におったということもありますけれども、いろいろと考え方の広い方でございます。そういった部分で、職員の中にもやっぱり経営的な感覚と、それから特別職として意欲のある職員もおります。そういったものは買いながら、特別職のつもりで職務に取り組んでほしいと。そういった気持ちを持ちながら、その方々をさらにまとめていくまとめ役としては若干今現職の職員の中ではもう少し一歩足りないのかなと。これが悪いことではありません。そういうことではなく、さらに私の右腕となって町全体、砂原地域、森地域を見据えることができる方、そういう部分を少し広い見地で検討した結果、片野滋氏に落ちついたらと、そういうことでございます。

以上です。ご理解をお願いいたします。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから同意第1号を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。

議長を除く出席議員数は15名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条2項の規定によって、立会人に川村寛君及び小杉久美子君を指名します。

（投票用紙配付）

○議長（野村 洋君） 投票用紙、配られましたでしょうか。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、会議規則第84条の規定により白紙は否とすることにします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 配付漏れなしと認めます。

(投票箱点検)

- 議長(野村 洋君) 投票箱の点検は終わりました。
投票箱は異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。
事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(投票)

- 議長(野村 洋君) 投票漏れはありませんか。
(「なし」の声多数あり)

- 議長(野村 洋君) 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
それでは、これから開票を行います。
川村寛君及び小杉久美子君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

- 議長(野村 洋君) 投票の結果を報告します。
投票総数15票、うち有効投票15票、無効投票ゼロ票です。
有効投票のうち、賛成11票、反対4票。
以上のおり賛成が多数です。
したがって、日程第18、同意第1号については同意することに決定いたしました。
議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

- 議長(野村 洋君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時40分
(副町長 片野 滋君 入場)
再開 午後 3時41分

- 議長(野村 洋君) 休憩を解いて会議を再開いたします。
ただいま副町長の選任について議会の同意があり、就任されます片野副町長よりご挨拶がございます。
○副町長(片野 滋君) ただいま副町長選任のご同意をいただきました片野でございます。まことに身に余る光栄に存じますとともに、その責任の重さを今さらながらに強く感じているところでございます。もとより微力ではございますけれども、議員各位のご指導を賜り、また職員の皆様のお力添えをいただきながら誠心誠意この大役を務めてまいりたいと思っております。何とぞご協力を賜りますようお願いを申し上げます、簡単粗辞ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。
○議長(野村 洋君) 以上で挨拶を終わります。

大変ご苦勞さまでした。退席願います。

(副町長 片野 滋君 退場)

◎日程第19 同意第2号

○議長(野村 洋君) 日程第19、同意第2号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。

○町長(梶谷恵造君) ただいま議題となりました同意第2号 教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

教育委員につきましては、平成24年11月30日をもって2名の委員の方が辞任されたので、その後任委員を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

後任人事につきましては、香田隆氏を任命したいと思います。同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー11を提出しておりますので、詳細については省略させていただきますが、森町へ奉職後、主に教育委員会の役職を歴任されており、教育行政に対しすぐれた識見を有し、同委員として適任であると思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(野村 洋君) これから同意第2号に対する質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから同意第2号を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(野村 洋君) ただいまの出席議員数は16名です。

議長を除く出席議員数は15名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条2項の規定によって、立会人に川村寛君及び小杉久美子君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、議会会議規則第84条の規定により白紙は否といたします。

(投票用紙配付)

○議長(野村 洋君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

(投票箱点検)

○議長(野村 洋君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(投票)

○議長(野村 洋君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

それでは、これから開票を行います。

川村寛君及び小杉久美子君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(野村 洋君) 投票の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成11票、反対4票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、日程第19、同意第2号については同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開いてください。

(議場開鎖)

○議長(野村 洋君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時49分

(教育委員 香田 隆君 入場)

再開 午後 3時50分

○議長(野村 洋君) 休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいま教育委員の任命について議会の同意があり、就任されます香田委員よりご挨拶がございます。

○教育委員(香田 隆君) それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

先ほどは、議員の皆様のご同意を賜りましてまことにありがとうございました。町民の皆様への教育に対する負託にお応えするために、そして森町の教育の振興、充実のために誠心誠意努力をしてみたいと考えております。議員の皆様には、今後ともご指導とご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。簡単ですけれども、ご挨拶といたします。ありがと

うございました。

○議長（野村 洋君） 以上で挨拶を終わります。

香田委員はご退席願います。大変ご苦労さまでした。

（教育委員 香田 隆君 退場）

◎日程第20 同意第3号

○議長（野村 洋君） 日程第20、同意第3号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） ただいま議題となりました同意第3号 教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

先ほども説明いたしましたとおり、辞任されました委員の後任委員を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

後任人事につきましては、吉川満春氏を任命したいと思います。同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー12を提出しておりますので、詳細については省略させていただきますが、会社役員の傍ら町内会活動のほか、民生委員、保護司等の諸活動に対して意欲的に取り組まれ、町民からの信頼も厚く、同委員として適任であると思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから同意第3号に対する質疑を行います。

○15番（黒田勝幸君） 基本的に反対ではありません。これ経歴を見ますと、民生委員を長年やっているというのが記載されております。私が聞き及んだ話では、民生委員は約50人ぐらいいるのですけれども、非常に欠席する人だということを聞いています。欠席が多いと。それで、教育委員は人数も少ないし、欠席されると困るのだよね。そういうようなことで、そのことをよく言い伝えていただきたいなと、それだけです。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

ただいま黒田議員さんからもご指摘ございましたが、今いろいろと役職を整理されるそうでございます。民生委員につきましても、これから一応後任に道を譲りたいという本人のご意思を私確認しております。今日から、今回選任されて以降は教育委員を中心にして出席率を高めることをお話をさせていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○4番（松田兼宗君） 資料の確認なのですが、今の黒田議員に重複する部分もあるのですが、まず公職歴で町内会長というのは公職に当たるのかどうなのかちょっと疑問に思っていて、公職として見られるのですかということと、今話があったように保護司と民生委員の兼任ということ、やめられるということであれば大丈夫なのかなと思いますけれども、その辺がやっぱりちょっと疑問。兼職というのは、それほど教育委員というのはこういう兼

任する中でできるものなのかなどというふうな疑問に思ったものですから、重複しますが、その辺ちょっとお伺いします。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

町内会長が公職になるかならないか、ちょっと私も判断つかないのでございますけれども、いろいろと今現在いる三輪委員さんも民生児童委員、また保護司等も兼任しております。以上のようなことから、特別兼任してはだめだということにはなりません。ただ、問題なのは先ほど黒田議員さんもおっしゃってあったとおり欠席が多ければやっぱりまずいと。教育委員さんは、やっぱり学校に関するそういった取り組みに対してはぜひとも出席をいただきたいと。その旨は、十分私もお話しさせていただいてご理解を得ておりますので、松田議員さんにもご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○4番（松田兼宗君） ちょっと聞き方が悪かったかなと思ひて。要するに確認したいのは、法的に問題は兼任の場合、保護司、民生委員ですが、これと教育委員の兼任というのは法的に問題がないという判断をしてよろしいのですか。むしろ総務課長ほうがご存じかなと思ひますが、その辺だけ確認をお願いします。

○総務課長（木村浩二君） お答えいたします。

法的にこれは兼任することは問題ございません。

それから、先ほどの公職の関係で町内会長なのですが、町内会という位置づけは公的団体というふうな位置づけられておりますので、公職に該当すると思ひます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから同意第3号を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。

議長を除く出席議員数は15名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条2項の規定によって、立会人に川村寛君及び小杉久美子君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願ひます。

なお、議会会議規則第84条の規定により白紙は否とすることにします。

(投票用紙配付)

○議長(野村 洋君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(野村 洋君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(投票)

○議長(野村 洋君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

それでは、これから開票を行います。

川村寛君及び小杉久美子君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(野村 洋君) 投票の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成11票、反対4票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、日程第20、同意第3号については同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(野村 洋君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時02分

(教育委員 吉川満春君 入場)

再開 午後 4時03分

○議長(野村 洋君) 休憩を解きます。

それでは、ただいま教育委員の任命について議会の同意があり、就任されます吉川委員よりご挨拶がございます。壇上においてご挨拶をお願いいたします。

○教育委員(吉川満春君) このたび森町長より教育委員としてご推薦をいただき、また森町議会議員の皆様方のご同意を賜り、大役を担うことになりました吉川満春でございます。教育委員として森町の教育に携わることの重責を痛感し、身の引き締まる思いであり、

森町の教育に積極的に取り組んでいく所存であります。今後皆様のご協力、ご鞭撻を賜ることをお願い申し上げます、簡単粗辞であります、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 以上で挨拶を終わります。

吉川委員はご退席をお願いします。ご苦勞さまでした。

（教育委員 吉川満春君 退場）

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会いたします。

次回は、12月12日午後1時30分開会といたします。

延会 午後 4時05分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成24年12月11日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員